

# 平成30年度自立相談支援事業 就労相談支援員養成研修

## 【行政説明】

### 生活困窮者自立支援制度における就労支援 について

平成30年12月5日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

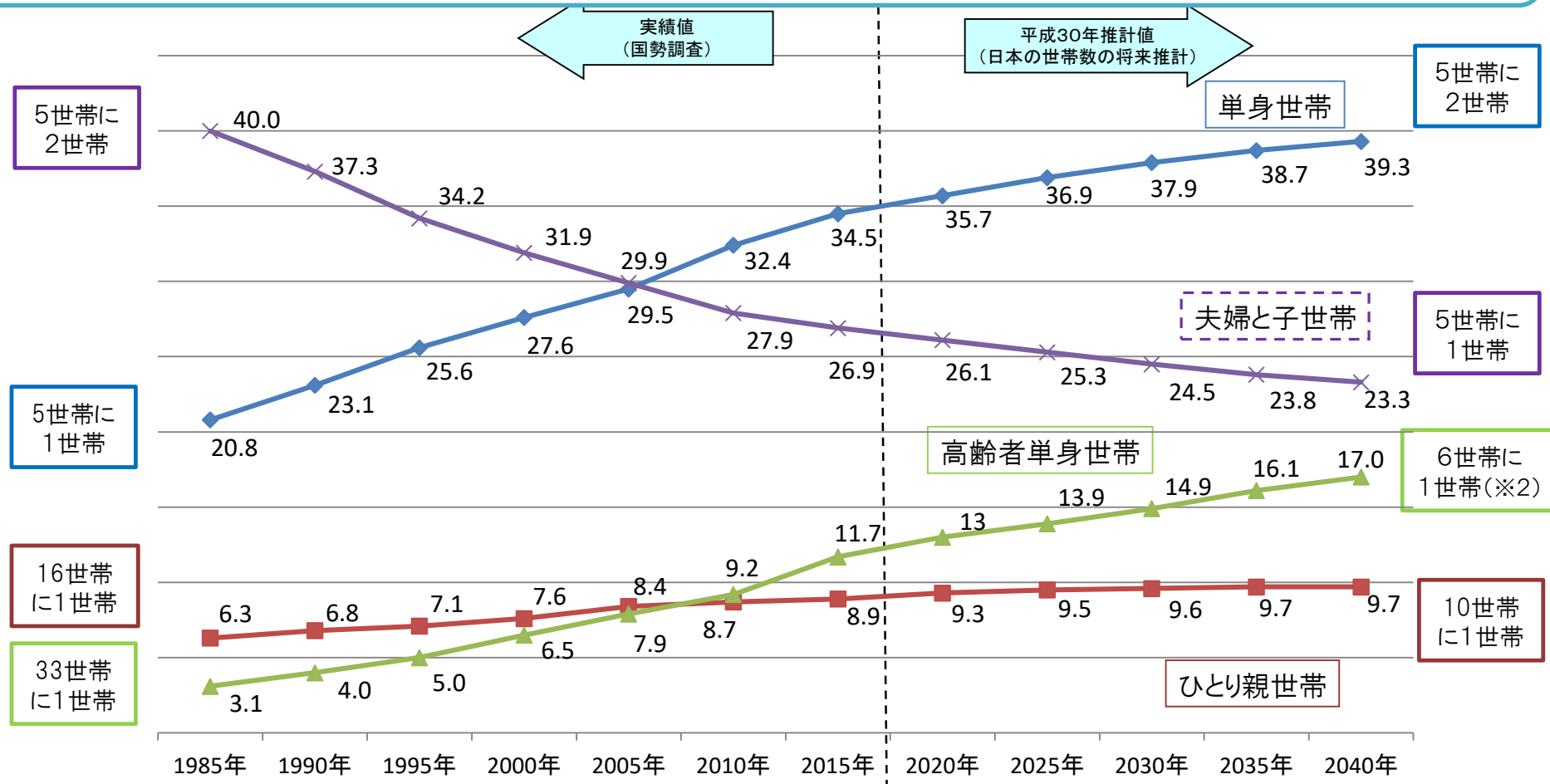
生活困窮者自立支援室長補佐

米丸 洋

# I 社会情勢について

# 世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



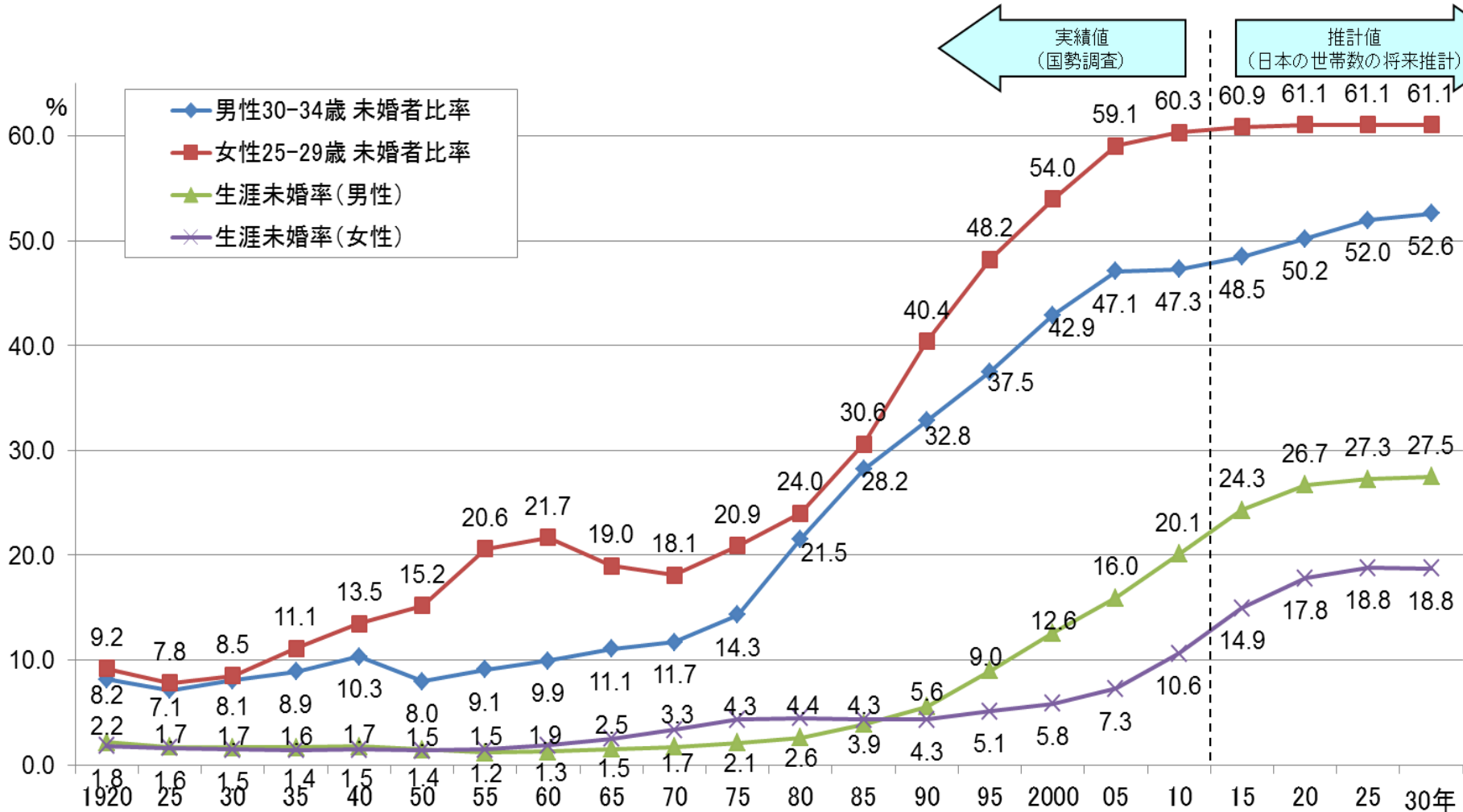
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

# 生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

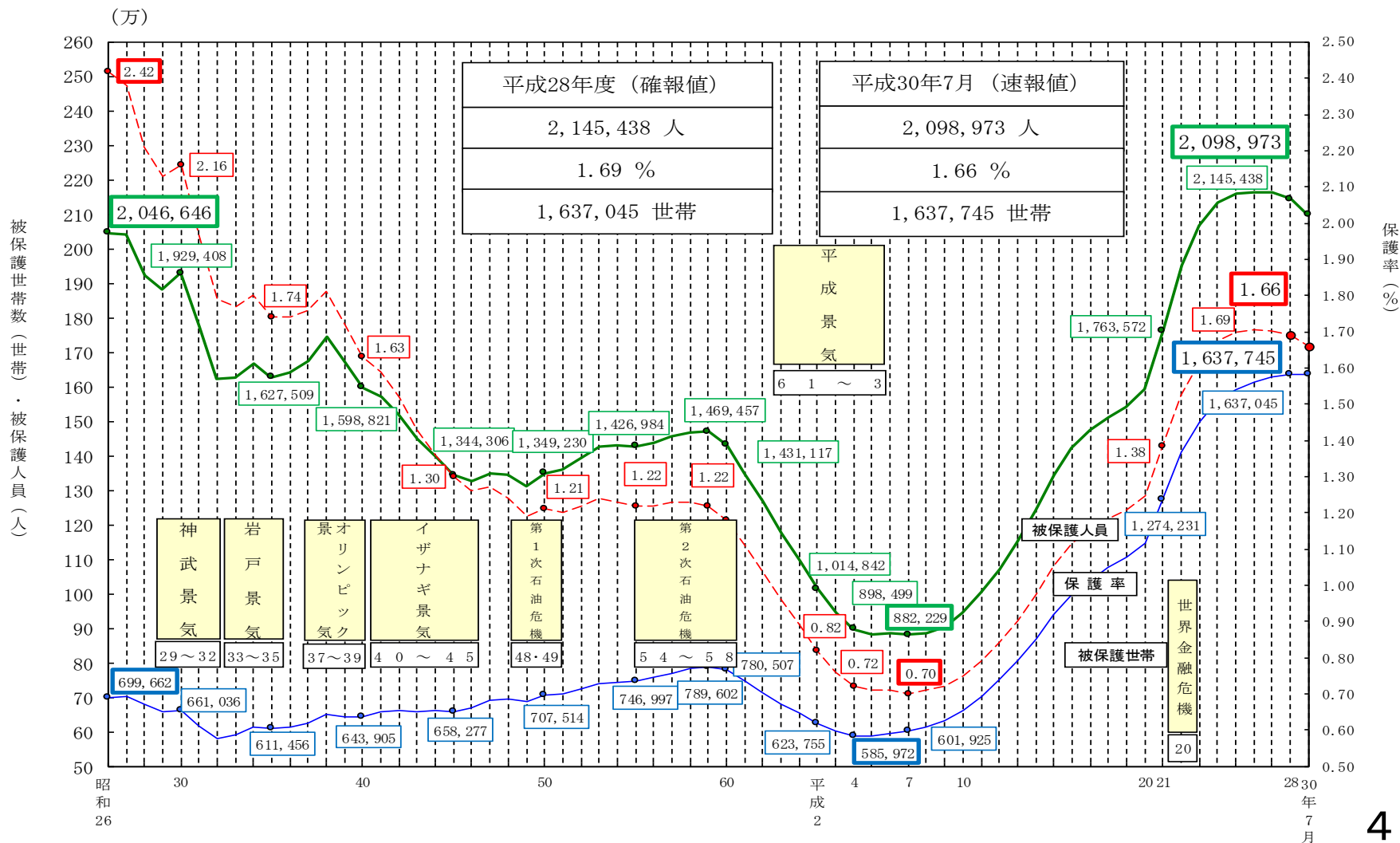
注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

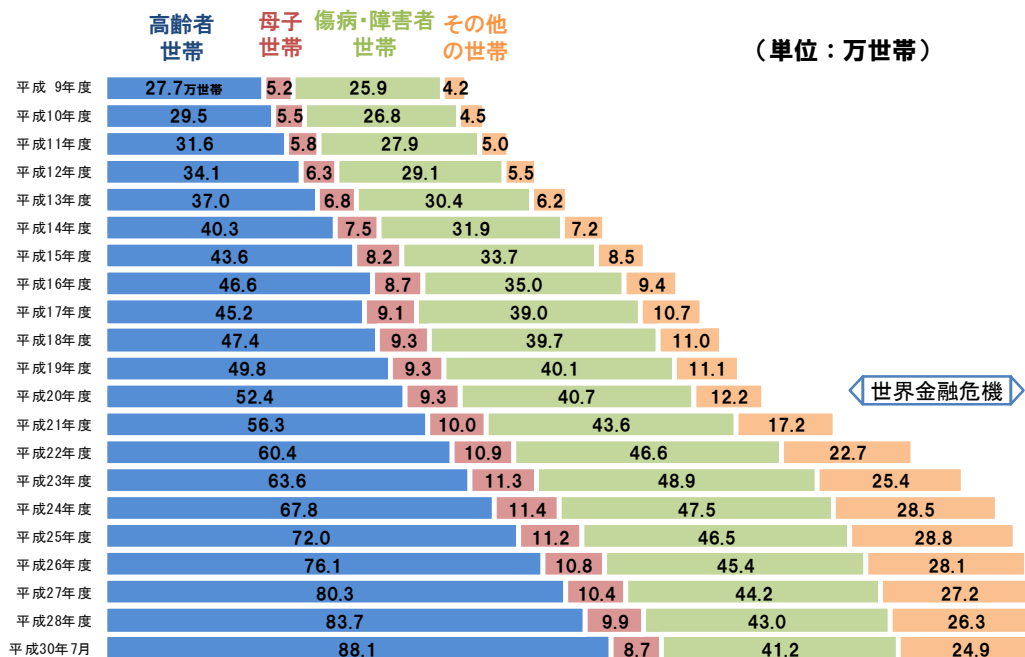
- 生活保護受給者数は約210万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



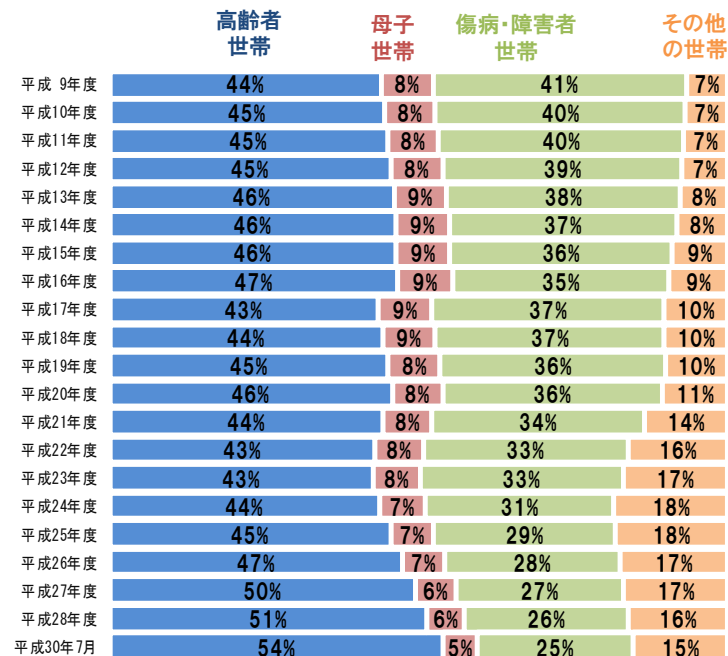
# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成29年度以降は ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(確定値))。速報値) 注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

### 世帯類型の定義

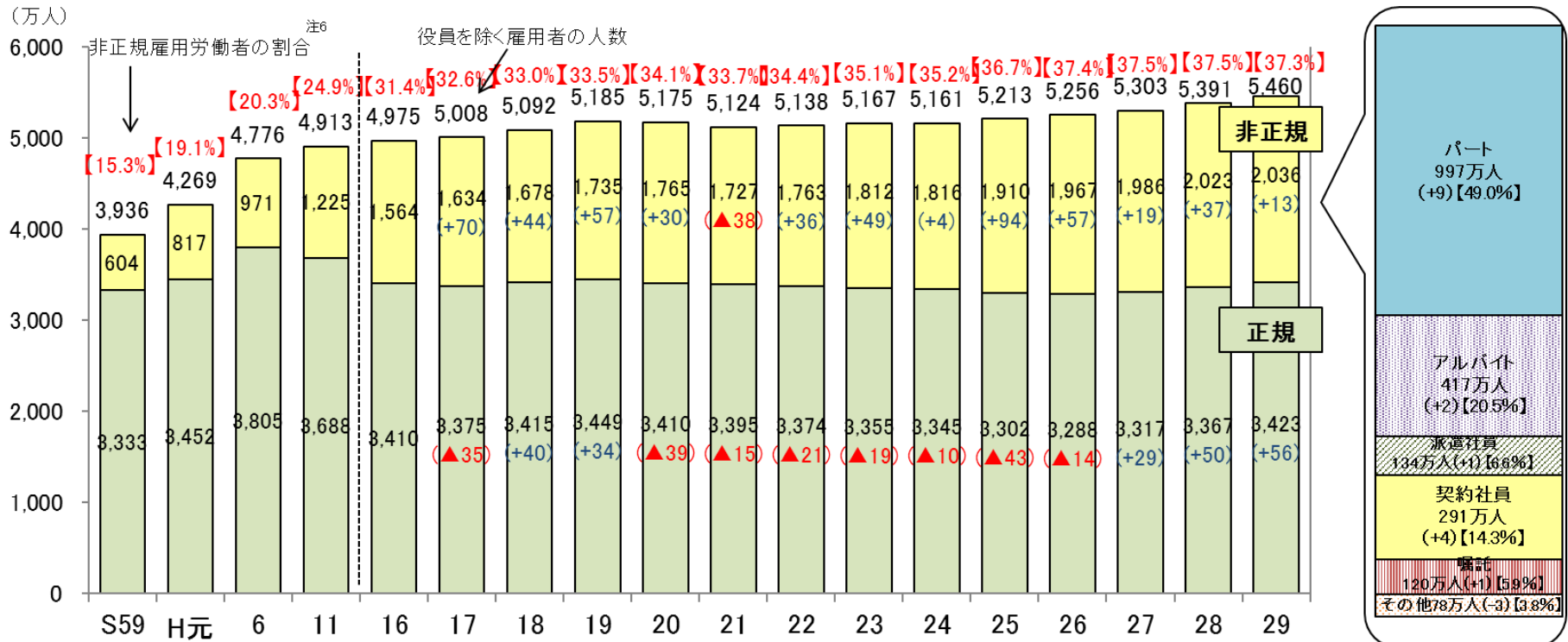
- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

# 正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.3%・平成29年平均）。なお、直近（平成30年7月現在）では、2,103万人（37.4%）。※

○ 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、3年連続で増加。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年7月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

2) 平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

3) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27年国勢調査基準）。

4) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

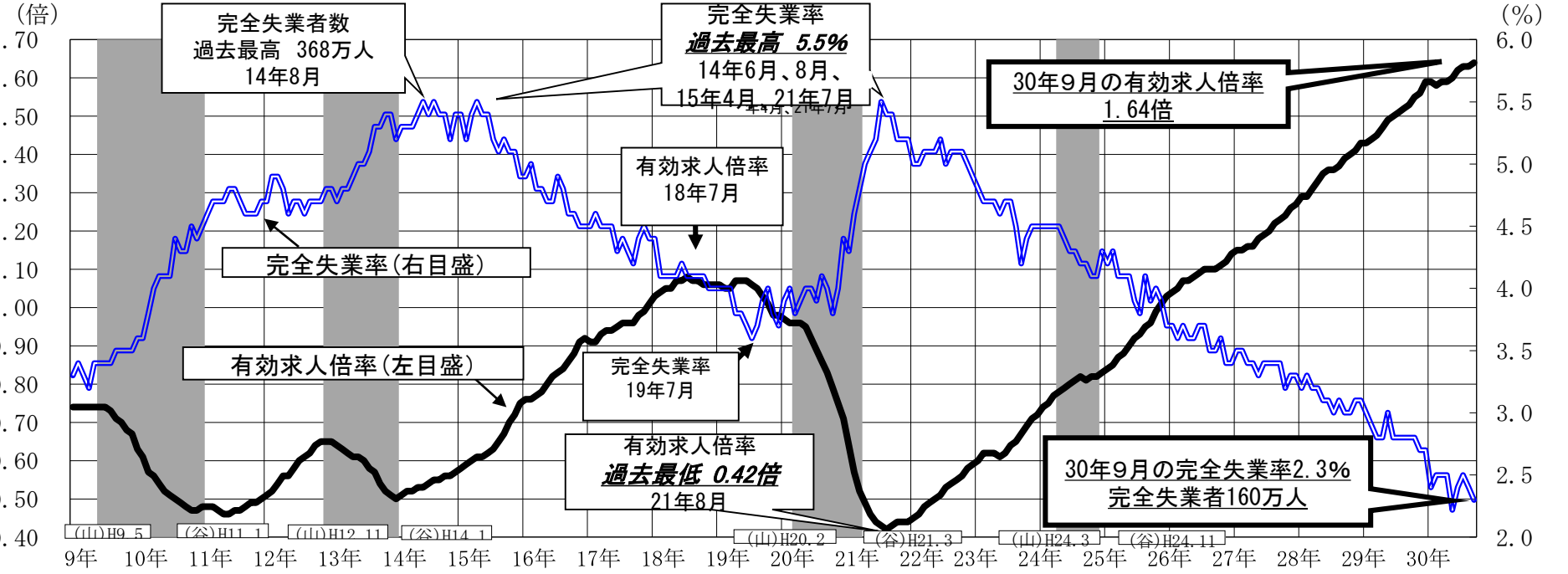
5) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

6) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

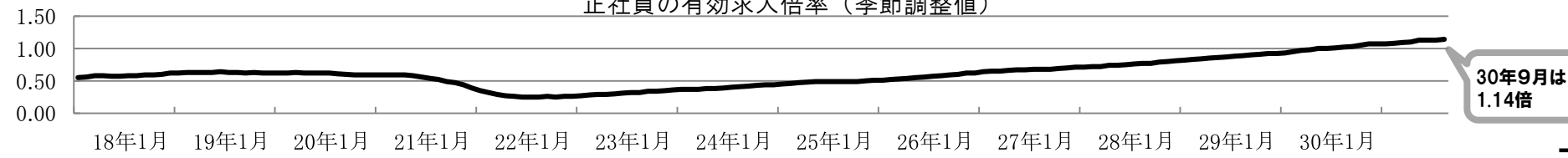
7) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 現在の雇用情勢（全国）～現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。～

- 9月の完全失業率は2.3%と前月より0.1ポイント低下。
- 平成30年9月の有効求人倍率は1.64倍であり、前月より0.01ポイント上昇と、昭和49年1月の1.64倍以来、44年8か月ぶりの高い水準。
- 正社員の有効求人倍率は、平成21年11月以降上昇傾向にあり、平成30年9月では1.14倍と、平成16年11月の集計開始以降、最も高い水準。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」※シャドー部分は景気後退期。  
 (注)平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」



# 地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で1倍を上回っている（北海道、東北・九州の一部地域や沖縄などで、相対的に低くなっている）

都道府県別有効求人倍率（平成30年9月）

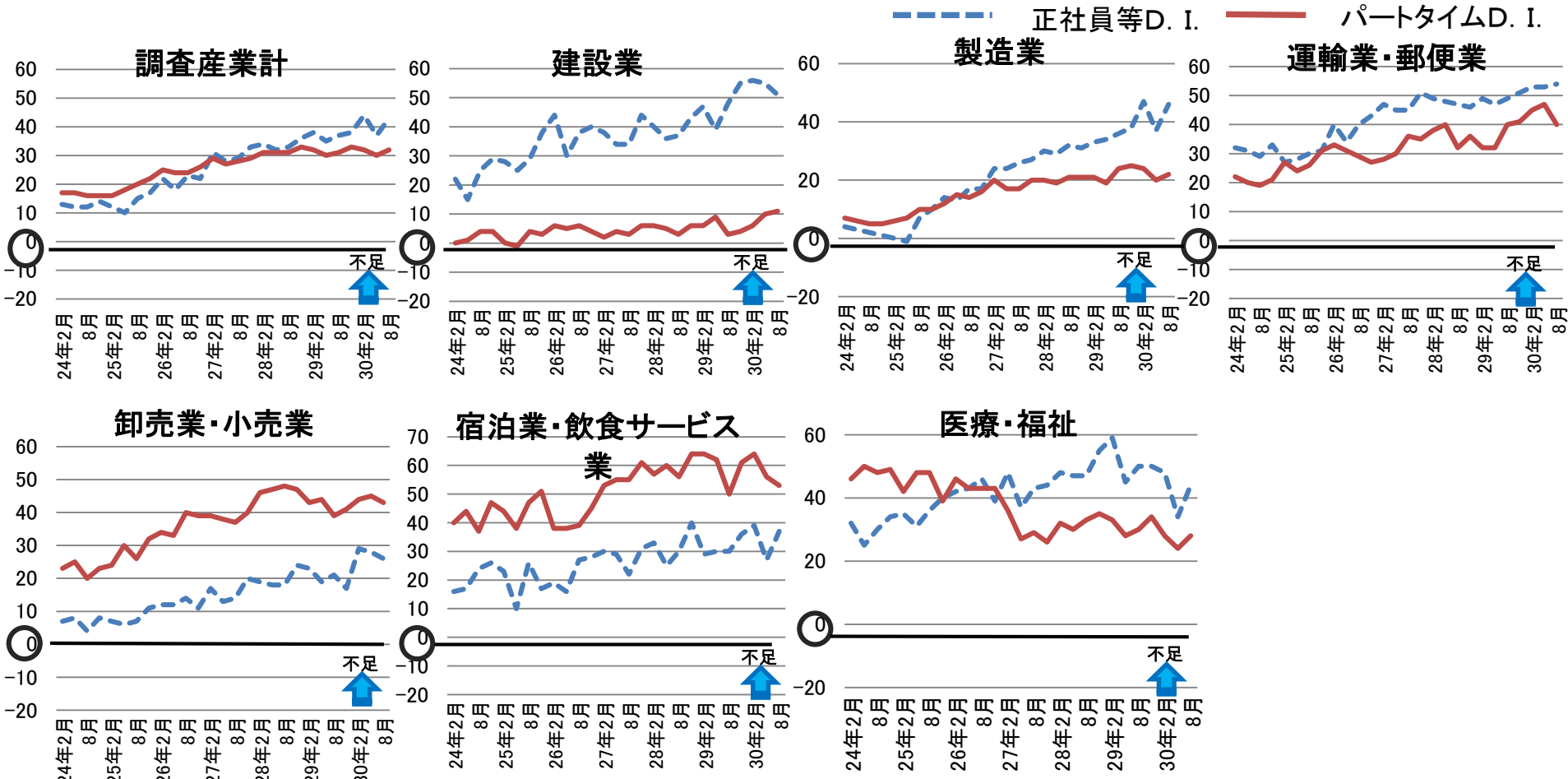
(倍)

北海道	1.19	岐阜県	2.02	佐賀県	1.33
青森県	1.28	静岡県	1.70	長崎県	1.27
岩手県	1.45	愛知県	1.99	熊本県	1.69
宮城県	1.67	三重県	1.70	大分県	1.59
秋田県	1.52	滋賀県	1.39	宮崎県	1.50
山形県	1.67	京都府	1.56	鹿児島県	1.35
福島県	1.53	大阪府	1.83	沖縄県	1.25
茨城県	1.64	兵庫県	1.49		
栃木県	1.42	奈良県	1.54	全国	1.64
群馬県	1.71	和歌山県	1.38		
埼玉県	1.35	鳥取県	1.64		
千葉県	1.36	島根県	1.73		
東京都	2.18	岡山県	1.99		
神奈川県	1.19	広島県	2.14		
新潟県	1.70	山口県	1.62		
富山県	1.98	徳島県	1.44		
石川県	2.00	香川県	1.81		
福井県	2.09	愛媛県	1.65		
山梨県	1.50	高知県	1.30		
長野県	1.70	福岡県	1.60		

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」 ※一般(パート含む)、受理地別、季節調整値。

# 労働者過不足状況

- 正社員等についてみると、「運輸業・郵便業」、「医療・福祉」、「建設業」等で不足感が強い。
- パートタイムについてみると、「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」で不足感が強い。



(資料出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」

(注1) 「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。  
なお、派遣労働者は含まない。

(注2) %ポイントは「不足」 - 「過剰」にて算出

# ホームレスについて

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約5千人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

## 1. ホームレス数の推移



## 2. 性別・年齢の状況

- 男女構成
    - ・ 男性 96.2% (+0.7)
    - ・ 女性 3.8% (▲0.7)
  - 年齢階層
    - ・ ~39歳 3.4% (▲0.3)
    - ・ 40~49歳 8.9% (▲2.9)
    - ・ 50~54歳 9.0% (▲1.9)
    - ・ 55~59歳 13.0% (▲5.3)
    - ・ 60~64歳 22.9% (▲2.8)
    - ・ 65~69歳 23.1% (+6.5)
    - ・ 70歳~ 19.7% (+6.8)
- 平均年齢61.5歳 (+2.2歳)

## 3. 路上での生活の状況

### 1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は77.5% (▲5.7)
- 生活場所
  - ・ 公園 33.0% (+4.8)
  - ・ 河川 26.3% (▲2.7)
  - ・ 道路 15.3% (▲0.6)

### 2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
  - ・ 「10年以上」 34.6% (+8.6)
  - ・ 「5年以上10年未満」 20.5% (+0.3)
  - ・ 「3年以上5年未満」 10.5% (▲5.3)
  - ・ 「1年以上3年未満」 12.2% (▲5.5)
  - ・ 「1年未満」 22.2% (+2.0)

### 3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は55.6% (▲4.8)
  - 主な内訳は「廃品回収」が70.8% (▲6.9)と最も多い
- 仕事による収入月額
  - ・ 「1万円未満」 9.6% (▲3.6)
  - ・ 「1~3万円未満」 30.7% (▲4.1)
  - ・ 「3~5万円未満」 33.6% (+2.8)
  - ・ 「5万円以上」 25.9% (+4.7)
- 仕事をしている者の平均収入は、約3.8万円 (+0.3万円)

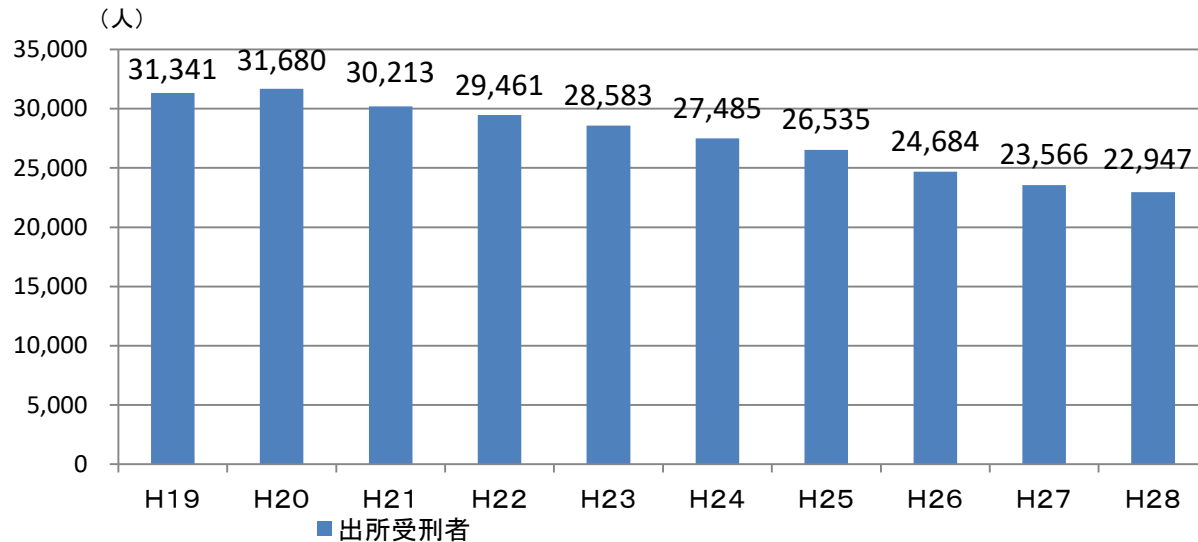
※資料出所：1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。2，3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

※2，3のカッコ内は平成24年1月実施調査結果からの変動値。 10

# 刑務所出所者数の推移

- 刑務所出所者は、総数は減少傾向にあるものの、高齢者は人数・割合ともに増加している。
- 受刑者で見ると、障害を有する者も1割程度存在している。

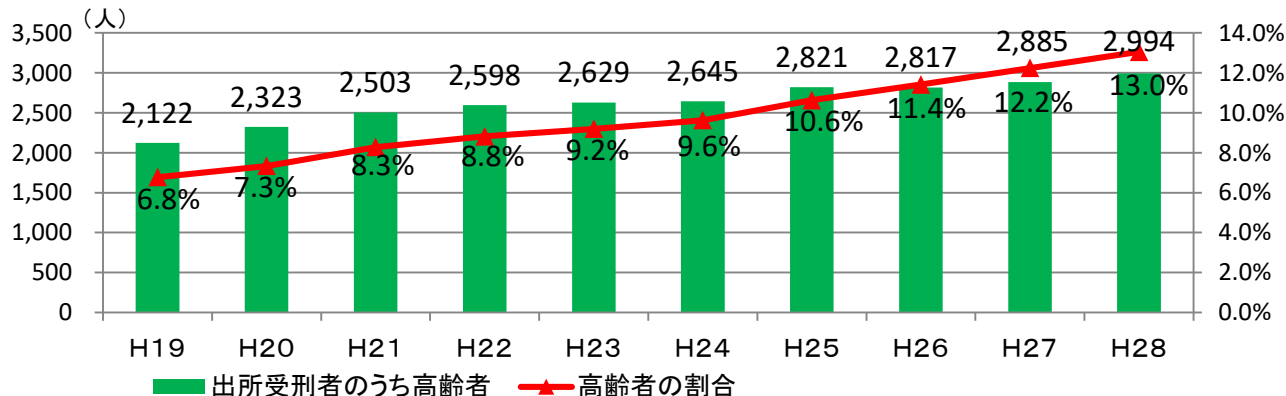
## 1. 刑務所出所者数の推移



## 3. 入所した受刑者のうち知的障害等を有する者

	H28
入所受刑者	20,467
知的障害	280
人格障害	122
神経症性障害	485
その他の精神障害	2,035
知的障害等の割合	14.3%

## 2. 刑務所出所者のうち高齢者の推移



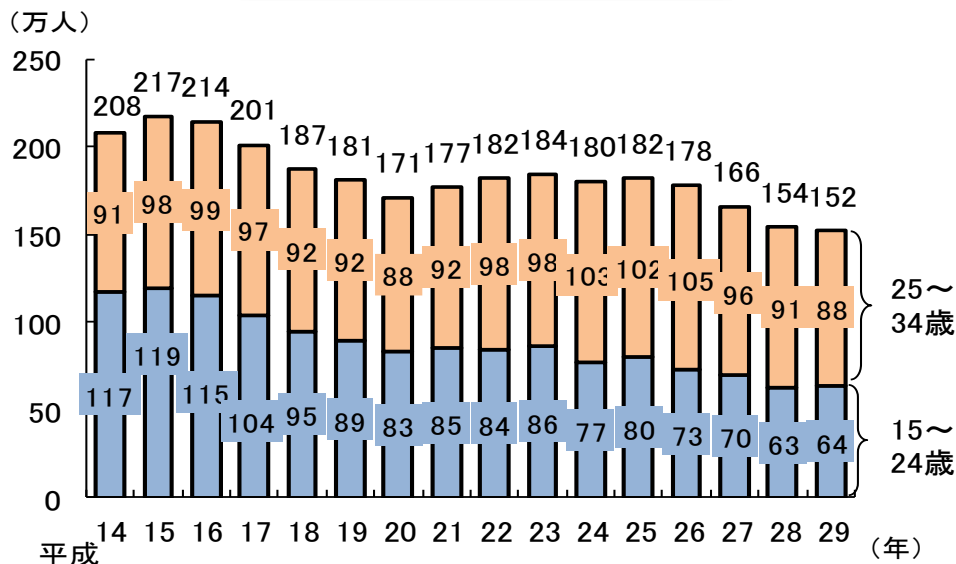
資料出所：法務省矯正統計統計表  
 (注1)上記障害については、刑事施設等において同障害を有すると診断された者をいう。  
 (注2)「その他の精神障害」は精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。

# フリーター・ニートの数の推移

## フリーター数は、平成29年で152万人

○ フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移していたが、平成29年は152万人となり、前年に比べ2万人の減少となった。

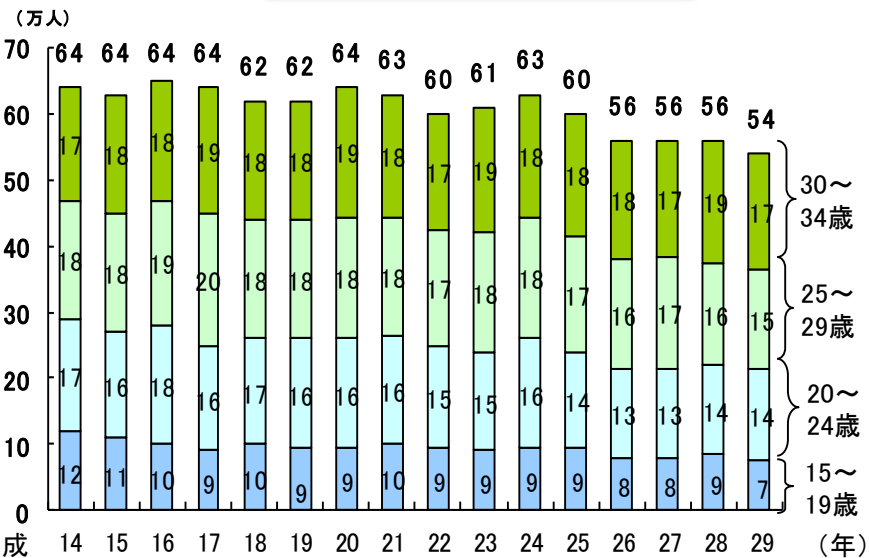
### フリーターの数の推移(年齢別)



## ニート数は、平成29年で54万人

○ ニート数は、平成26年以降、50万人台半ばで推移。

### ニートの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注)フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

# ひきこもりについて

## 定義

様々な要因の結果として、**社会的参加**(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、**原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態**(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す**現象概念**。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くない。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

## 推計数

### 内閣府関係調査

**広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人**

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

※平成22年7月の「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」による推計によると、  
広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者 23.6万人

### 厚生労働省関係調査

**ひきこもり状態にある世帯数 約26万世帯**

平成18年度 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」による推計

#### ○把握方法

全国11の地域の住民から無作為に抽出し、調査に協力いただいた4,134名を対象に、調査員の戸別訪問により直接面接を実施

(平成14～17年度にWHOの主導する国際的な研究プロジェクトである世界精神保健調査に参画して実施)

#### ○調査結果

面接を受けた対象者全員の中で、現在、ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、0.56%。

全国の総世帯数にこの率を乗じて、ひきこもり状態にある世帯は、約26万世帯と推計。

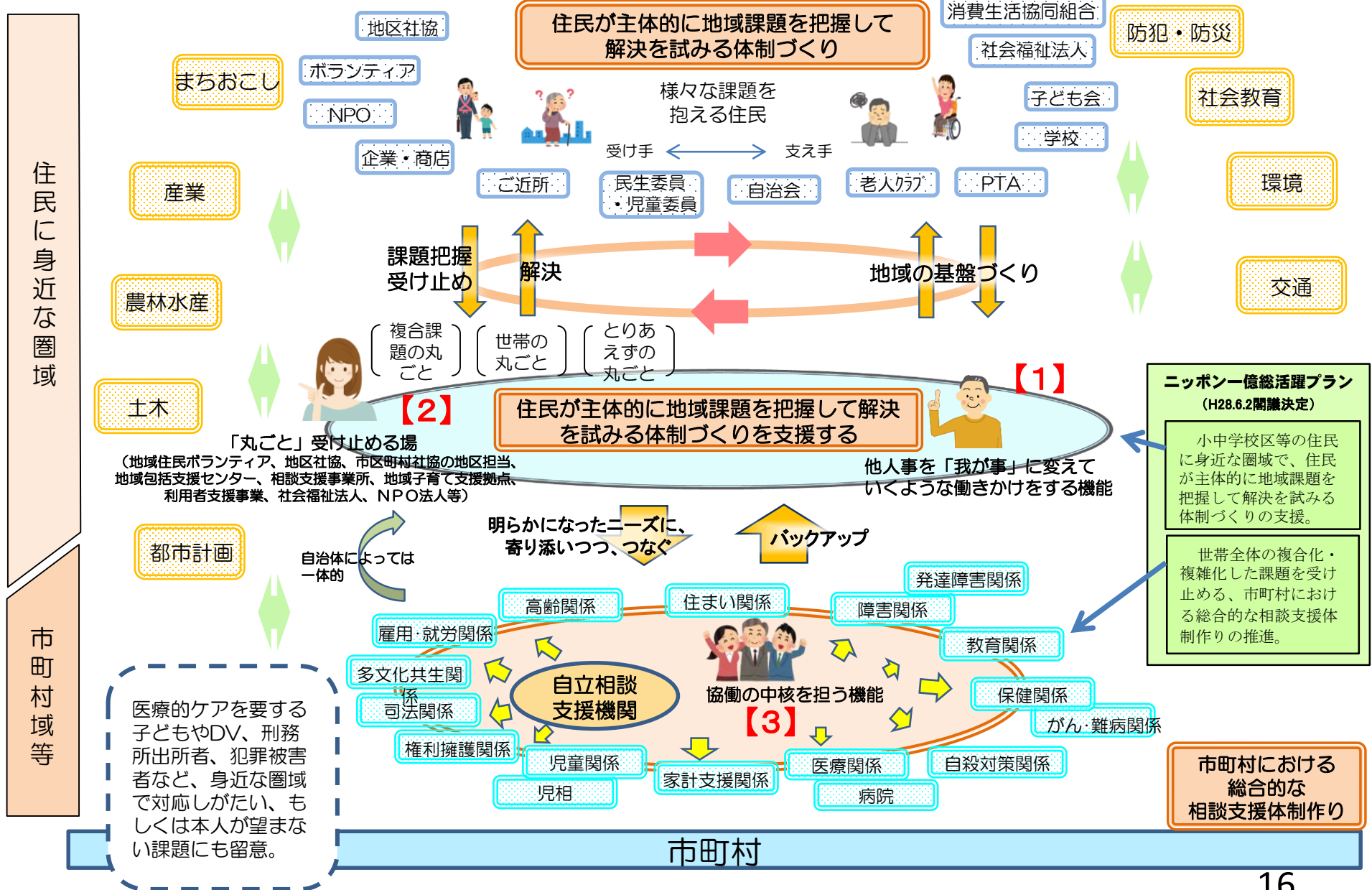
## Ⅱ 地域共生社会の実現について

# 問題意識

- 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間...）
- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- 地域の「つながり」の弱まり
- 地域の持続可能性の危機



# 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



# 人口減少に対応した社会保障・働き方改革の進め方について

経済財政諮問会議(2015)  
厚生労働大臣プレゼン資料

- 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  - ①多様な就労・社会参加の環境整備
  - ②健康寿命の延伸
  - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

## 「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」

### 多様な就労・社会参加

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備・中途採用の拡大
- 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大
- 地域共生・地域の支え合い 等

### 健康寿命の延伸

- 保険者等へのインセンティブの積極活用による疾病予防・介護予防  
・通いの場を中心とした介護予防と保健事業の一体的な実施  
・糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関する先進・優良事例の横展開
- 認知症の人の社会参加、環境づくりの推進
- 健康な食事・生活習慣の普及のための方策
- 次世代の健やかな生活習慣の形成 等

### 医療・福祉サービス改革

- ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
- タスクシフティングの推進、シニア人材を活かす仕組み
- 組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化 等

## 「引き続き取り組む政策課題」

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

# Ⅲ 生活困窮者自立支援制度について

# 生活困窮者に対する支援の考え方

## 生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊心の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

## 「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

## 「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を通じた「地域づくり」

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。  
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆ **自立相談支援事業**  
(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

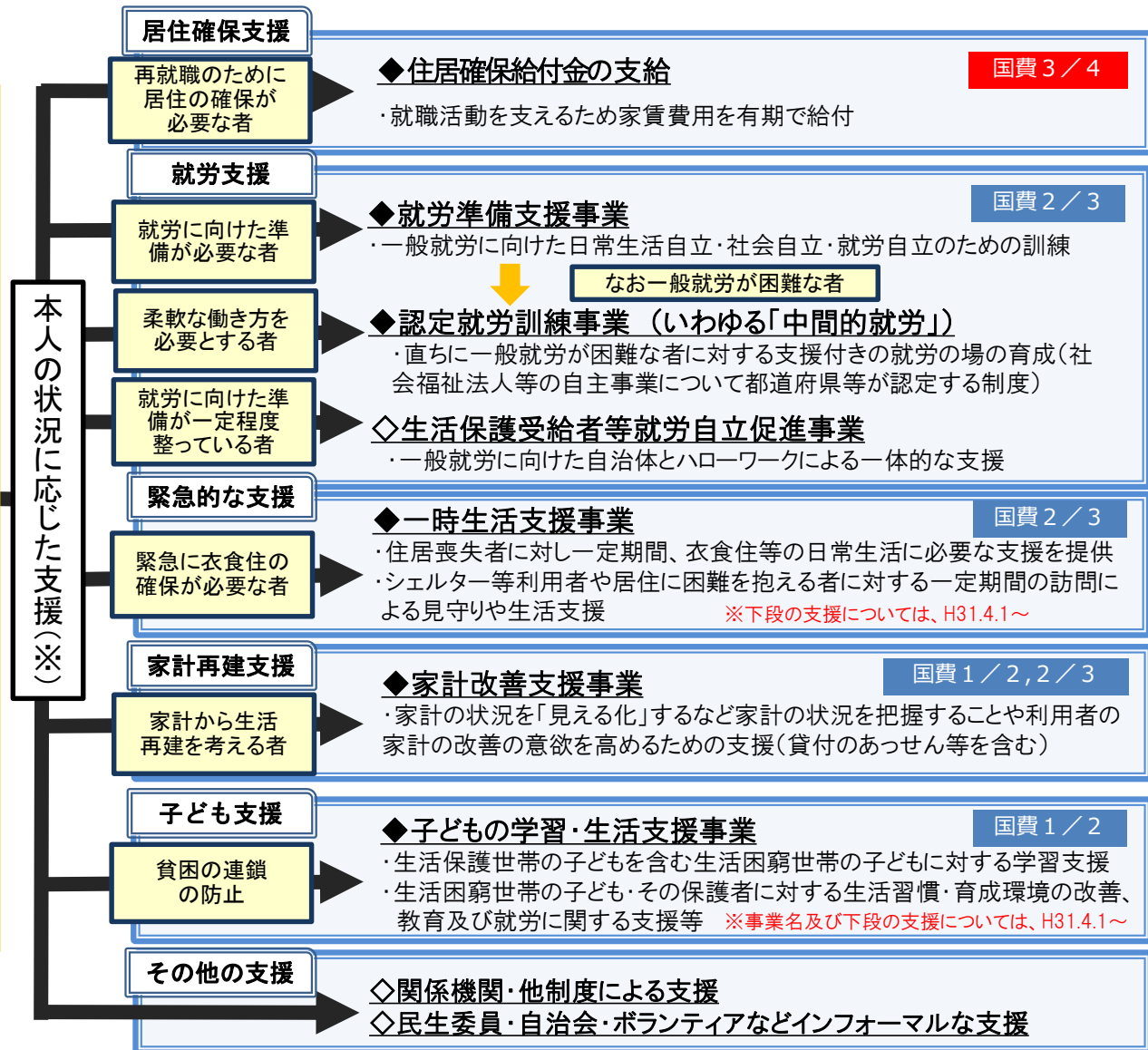
- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくり

◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施**

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆ **都道府県による市町村支援事業**

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～平成30年3月）

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

## 【平成27年度・平成28年度】

- 施行後2年間での新規相談受付件数は、約45万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約12.2万件。
- 包括的な支援の提供により、約6.1万人が就労・増収につながった。

## 【平成29年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後2年間に比べて着実な伸びが見られる。

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度	対象期間	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)／①
			人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
平成27年度	4月～3月	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
平成28年度	4月～3月	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
平成29年度	4月分	19,165	15.0	5,788	4.5	2,661	2.1	2,117	1,428	522	365	67%
	5月分	20,576	16.1	6,211	4.8	2,837	2.2	2,093	1,474	500	332	64%
	6月分	21,006	16.4	6,457	5.0	2,879	2.2	2,295	1,572	600	398	68%
	7月分	19,517	15.2	6,010	4.7	2,779	2.2	2,210	1,602	518	357	70%
	8月分	19,557	15.3	6,028	4.7	2,665	2.1	2,091	1,496	556	387	71%
	9月分	19,279	15.1	6,065	4.7	2,759	2.2	2,165	1,565	543	394	71%
	10月分	18,816	14.7	5,978	4.7	2,673	2.1	2,186	1,547	531	347	71%
	11月分	18,416	14.4	5,693	4.4	2,503	2.0	2,094	1,487	523	363	74%
	12月分	16,028	12.5	5,569	4.3	2,484	1.9	2,096	1,526	543	383	77%
	1月分	18,451	14.4	5,443	4.3	2,379	1.9	1,810	1,292	482	340	69%
	2月分	18,265	14.3	5,652	4.4	2,548	2.0	1,914	1,353	495	338	66%
	3月分	20,609	16.1	6,399	5.0	2,745	2.1	2,261	1,616	577	410	74%
	合計	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%

## IV 生活困窮者自立支援制度における就労支援

# 生活困窮者に対する就労支援について

		就労に向けた困難度(支援対象者) <span style="float: right;">高</span>			H28→H29実績		
		職業紹介で就労が可能な者	就労に向け一定の支援が必要な者	就労に向け準備が必要な者・一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者	実施自治体数	利用件数	就職件数・率
就労までの段階的な支援施策	自立相談支援事業	自立相談支援事業において、適切な就労支援施策へ繋ぐ (アセスメントに基づき、就労支援を含むプランを作成)			901→902	—	—
	一般就労を目指すまでのステップアップ段階の支援	ハローワークによる支援が適切とされる者	就労支援員による支援が適切とされる者	<b>就労準備支援事業</b> (就労に向け一定の準備が必要な者への日常生活習慣の改善等の支援)  <b>認定就労訓練事業</b> (雇用型又は非雇用型・一定の継続を想定した支援付きの就労訓練)	(就労準備) 355→393 (認定就労訓練) 933→1,409事業所(※1)	2,847件→3,146件  354件→389件	—
	就労支援員による支援	自立相談支援事業における就労支援 (就労支援員による就労に関する相談・助言、個別の求人開拓やハローワークへの同行等の支援)			901→902	27,145件→28,173件	—
	ハローワークによる支援	生活保護受給者等就労自立促進事業 (ハローワークと福祉事務所が連携したチーム支援)			(常設窓口) 209(※2) (巡回相談) 875(※3)	18,187件→17,310件	12,989件(71.4%)→12,672件(73.2%)

就労時  
雇用先へのインセンティブ等

- 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)
- 引き続き就労継続及び増収に向けた支援を実施

※1 平成30年3月31日現在  
 ※2 平成30年度  
 ※2 平成30年6月1日現在



# 就労準備支援事業(任意事業)

## 事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

## 支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

【28年度実績】  
・353自治体(39%)  
・利用2,847件

## 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊感情や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

## 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



## 効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

# 就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
  - ・ 様々な状態像の人が利用していること、
  - ・ 就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、
  - ・ 着実にステップアップにつなげていること、等がわかる。

## 利用者

- 就労の準備が整っていない人
  - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
  - ・ 社会参加能力の改善が必要
  - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
  - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業  
履歴書作成やハローワークへ通う  
練習

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

# 就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

## 【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

## 【ステップアップまでの多様な経過】

○ 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での**仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されること**で当該事業所での**一般就労につながる。**

○ **仕事のイメージを持つことができるようになること等により、**就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。

結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、**一般就労に向けた就職活動を開始。**

○ **就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、**家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。

○ **人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、**認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

# 就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

## 【地域づくりの取組実態】

### 地域活性化

○ **観光業界からの依頼を受け**、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)

○ **商店街で毎月開催している「16市」**においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)

○ **商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業**として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

### 特定産業での人材不足解消

○ **地域の観光業を支える宿泊業**では、1~2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)

○ **担い手が不足している漁網作り**に生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

### 広域的な地域課題解決

○ 地方の**農業等の基幹産業の人材難**といった課題や首都圏・都道府県の中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

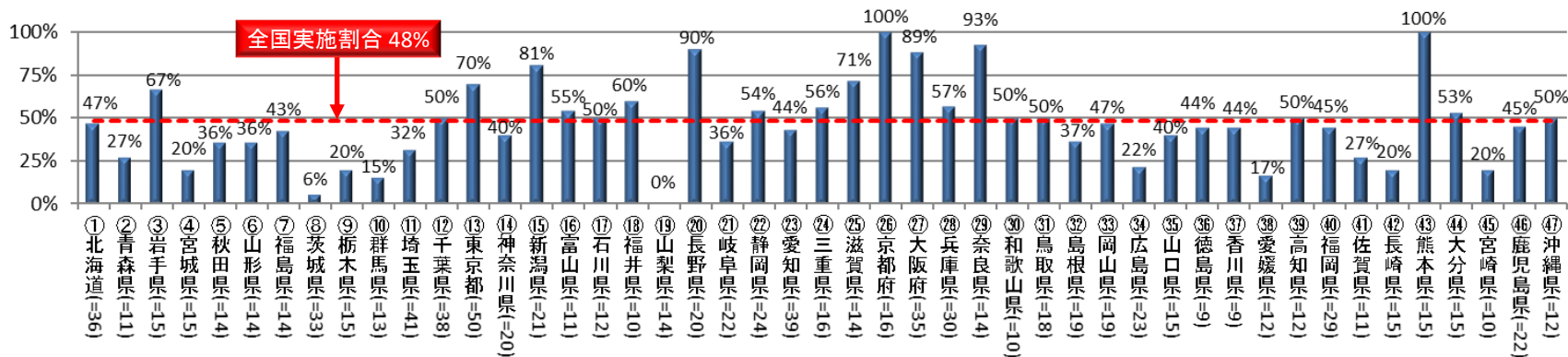
# 平成30年度の就労準備支援事業の実施状況について

- 平成30年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計相談支援事業は45%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

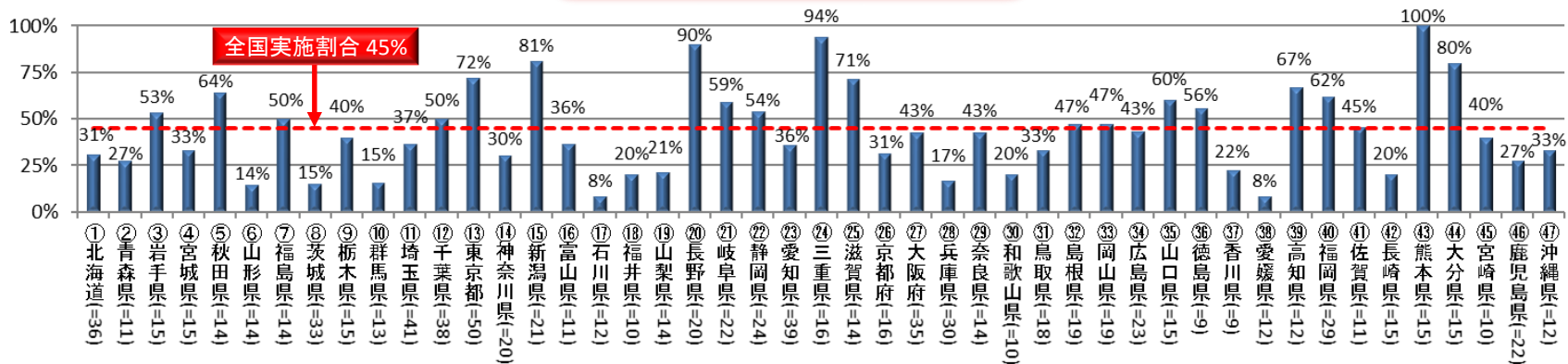
## 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)

(n=902)

### 就労準備支援事業 実施割合



### 家計相談支援事業 実施割合



# 就労準備支援事業の実施状況

- 就労準備支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約9割の自治体が委託により実施している。委託先はNPO法人が最も多く（33.8%）と最も多く、次いで社会福祉協議会（23.8%）となっている。
- 就労体験先での手当の有無について、「手当なし（64.7%）」が最も多い。

## (1) 運営方法 n=391

運営方法	自治体数	割合
直営	30	7.7%
委託	341	87.2%
直営+委託	20	5.1%

うち、JV方式(\*)で実施  
28自治体(7.8%)

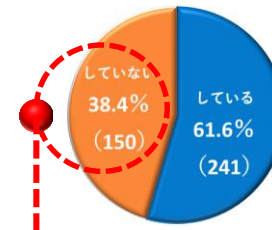
(\*)JV方式・・・複数の異なる事業者等が共同で事業を実施すること。

## (2) 委託先 (複数回答) n=361

委託先	自治体数	割合
社会福祉法人(社協以外)	62	17.2%
社会福祉協議会	86	23.8%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	43	11.9%
株式会社等	64	17.7%
NPO法人	122	33.8%
生協等協同組合	12	3.3%
その他	41	11.4%

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

## (3) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施 n=391



(複数回答)

### 上記で一体的な実施をしていない理由 n=150

理由	自治体数	割合
被保護者に対する支援と生活困窮者に対する支援は内容が異なるため、一体的に実施する必要がない	92	61.3%
一体的に実施したいが、一体的に支援できる実施者(直営の行政部門又は委託事業者)がない	29	19.3%
一体的に実施したいが、生活保護と生活困窮者自立支援の担当課が異なり、調整が困難	29	19.3%

## (4) 就労体験先での手当の有無 n=150

区分	回答数	割合
手当なし	253	64.7%
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	17	4.3%
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	21	5.4%
手当あり(使途の想定なし)	46	11.8%
就労体験先の事業所がない	52	13.3%
無回答	2	0.5%

(※)各自治体の利用者全体のうち、最も多いものとして回答されたもの。

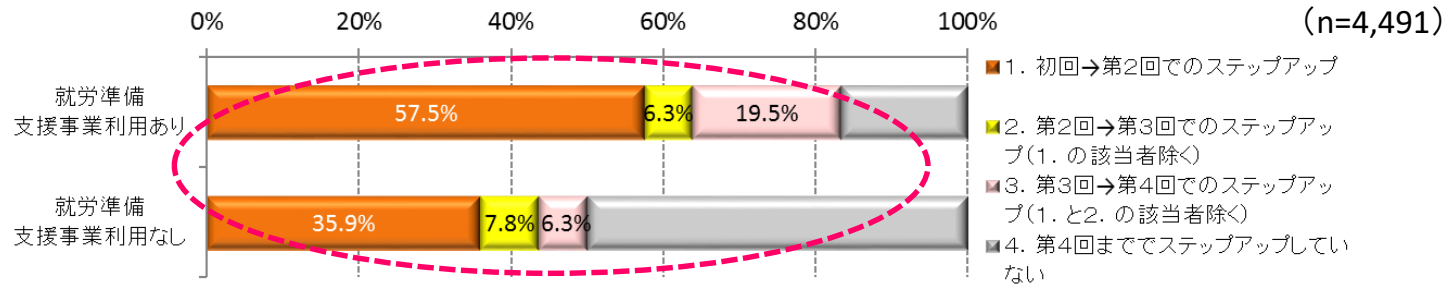
# 就労準備支援事業の効果①

○継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間(初回チェックから第4回チェックまで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。

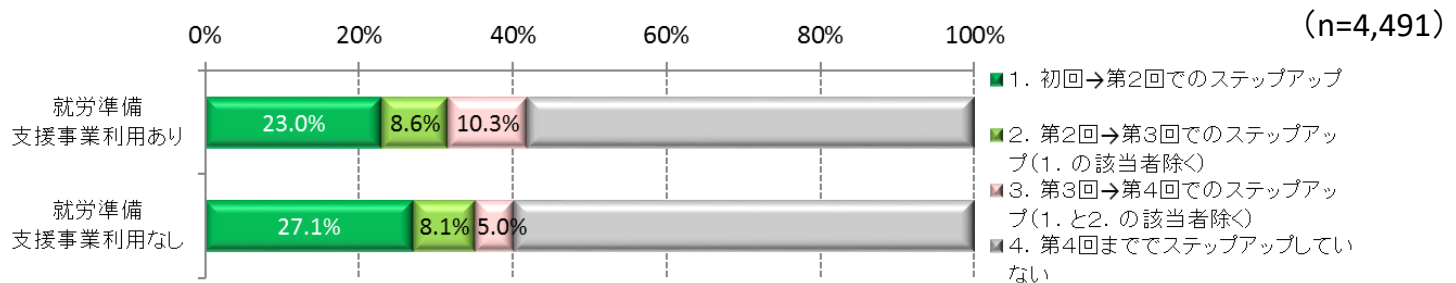
○「①意欲・関係性・参加に関する状況」「③就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

## 新たな評価指標(H29.5新規相談分)における初回から4回の比較(就労準備支援事業の利用の有無別)

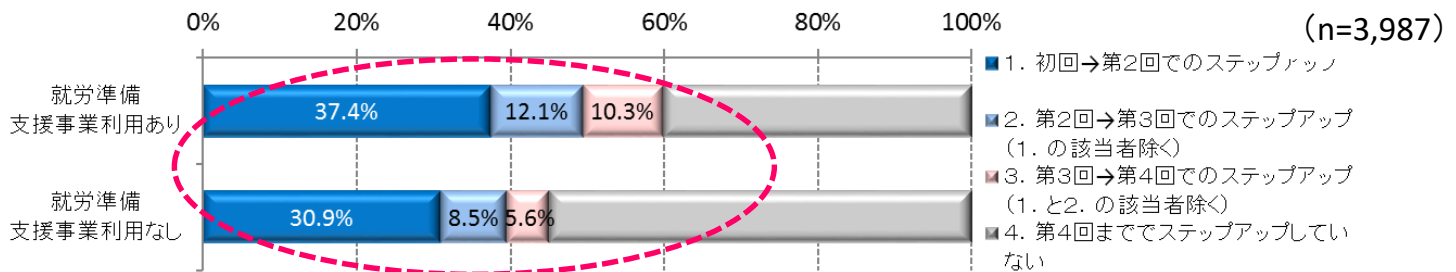
①  
意欲・関係性・参加  
に関する状況



②  
経済的困窮の改善  
に関する状況



③  
就労  
に関する状況



# 「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握・見える化するため、スクリーニングにより
  - (1)本制度において継続的に支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関・制度につなぐ、となった対象者について、(1)については、当初の状態像からその後の継続的支援を通じた状態像の変化、(2)については、つなぎ先となった機関・制度を調査するもの。
- 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した場合は、本調査の対象外としている。

→以下の①～③の項目を把握

平成29年5月新規相談受付件数 (支援状況調査より)	(1)継続的支援	4,491人	既にプラン作成済み	〇人
	(2)他制度・他機関等へのつなぎ	5,431人		
	(3)その他(※)	10,654人	就労準備支援事業利用	〇人
20,576件	(※)情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に			

## ①意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人がある。				
(合計)	0	0	0	0

## ②経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

## ③就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回



## 就労準備支援事業の効果②

- 利用終了後の状況として最も多いパターンとしては、約5割の自治体が次のステップ(一般就労や就職活動等の段階)へ進んでいることを挙げている。

### 就労準備支援事業利用者の終了後の状況

(n=391)

利用終了後の状況	回答数	割合
就労準備支援事業の利用中に関わった事業所において就職した	65	16.6%
認定就労訓練事業の利用に至った	13	3.3%
生活保護受給者等就労自立促進事業の利用に至った	33	8.4%
自立相談支援機関の就労支援に至った	92	23.5%
利用終了した者はいない	63	16.1%
その他	60	15.3%
無回答	36	16.6%

(出典)平成29年度自立相談支援事業等実績調査。事業実施自治体が1～6のうち最も多いパターンを回答したものを集計。

# 就労準備支援事業の実施内容

- 自立相談支援事業における就労支援について、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている就労支援の程度が充実している傾向にある。

## ①実施した就労支援の内容

上段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施していない自治体(n=511)

下段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施した自治体(n=391)

(※)頻度は、就労準備支援事業の利用者全体に占める概ねの割合で判断されたもの。

支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施		対象者に応じて実施し頻度は高い		対象者に応じて実施し頻度は低い		実施したいが実施すべきだできていない		就労準備支援事業で対応するため実施しない		その他の理由で実施しない		無回答		対象者を問わずほとんど実施し頻度は高い
	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	
生活面(身だしなみや規則正しい生活等)	20.4%	30.1%	36.6%	4.7%	21.5%	34.8%	34.5%	0.3%	7.7%	5.1%	3.1%	50.5%			
コミュニケーション面の配慮	28.0%	32.1%	27.6%	4.3%	35.3%	40.7%	16.4%	0.3%	5.9%	4.7%	3.3%	60.1%			
就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	21.9%	44.4%	22.1%	4.9%	29.7%	47.1%	15.6%	1.0%	5.6%	3.7%	2.9%	66.3%			
ボランティアや職場見学の企画調整(単発利用)	0.6%	6.3%	34.2%	30.7%	3.1%	12.5%	36.1%	10.0%	34.3%	2.6%	1.5%	15.6%			
ボランティアや職場見学の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.6%	3.3%	24.7%	39.9%	0.6%	7.9%	24.6%	18.9%	39.1%	5.1%	1.8%	10.5%			
就労体験や職場実習の企画調整(単発利用)	0.6%	4.7%	25.8%	39.1%	2.6%	10.7%	28.6%	14.6%	38.6%	3.1%	1.8%	13.3%			
就労体験や職場実習の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.2%	3.1%	17.8%	46.4%	2.6%	8.2%	17.4%	21.7%	42.5%	5.9%	1.8%	10.7%			
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催	1.2%	4.1%	10.0%	36.6%	3.1%	10.7%	12.8%	14.3%	35.3%	22.0%	1.8%	13.8%			
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援	5.3%	27.4%	38.0%	11.5%	9.7%	34.5%	31.2%	4.1%	17.1%	2.3%	1.0%	44.2%			
ハローワークや企業面接等への同行支援	13.5%	45.8%	27.4%	6.1%	16.1%	53.5%	22.8%	0.5%	5.6%	0.8%	0.8%	69.6%			
就労後の定着支援	9.0%	20.4%	34.8%	20.2%	19.7%	32.2%	27.9%	11.8%	4.9%	2.8%	0.8%	51.9%			
定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	4.5%	18.6%	34.2%	19.6%	9.2%	25.6%	35.8%	8.7%	13.3%	5.1%	2.3%	34.8%			
支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	0.4%	2.7%	9.2%	28.8%	2.6%	6.9%	13.8%	16.4%	33.8%	24.6%	2.0%	9.5%			
合宿型のような宿泊を伴う支援	0.0%	0.2%	2.0%	14.1%	0.8%	0.0%	1.3%	13.3%	16.9%	65.5%	2.3%	0.8%			
臨床心理士等の専門職種の知見を要する支援	0.0%	2.2%	14.9%	29.0%	0.0%	2.2%	14.9%	29.0%	-	48.3%	5.7%	2.2%			
	2.0%	4.9%	18.7%	25.6%					12.3%	34.5%	2.0%	6.9%			

# 生活困窮者等の就農訓練事業(平成28年度新規補助事業)

## 趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

(参考)H29実施自治体

- ・生活困窮者(9ヶ所): 神奈川県、相模原市、三重県伊勢市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、香川県丸亀市、松山市、福岡県糸島市
- ・生活保護(7ヶ所): 神奈川県、相模原市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、松山市、久留米市

## 背景

### 【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



### 【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

## 事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

- 1 実施主体: 都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

### 2 事業内容

- (事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整
- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
  - ・農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
  - ・住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等: 数日~1週間))

- ・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

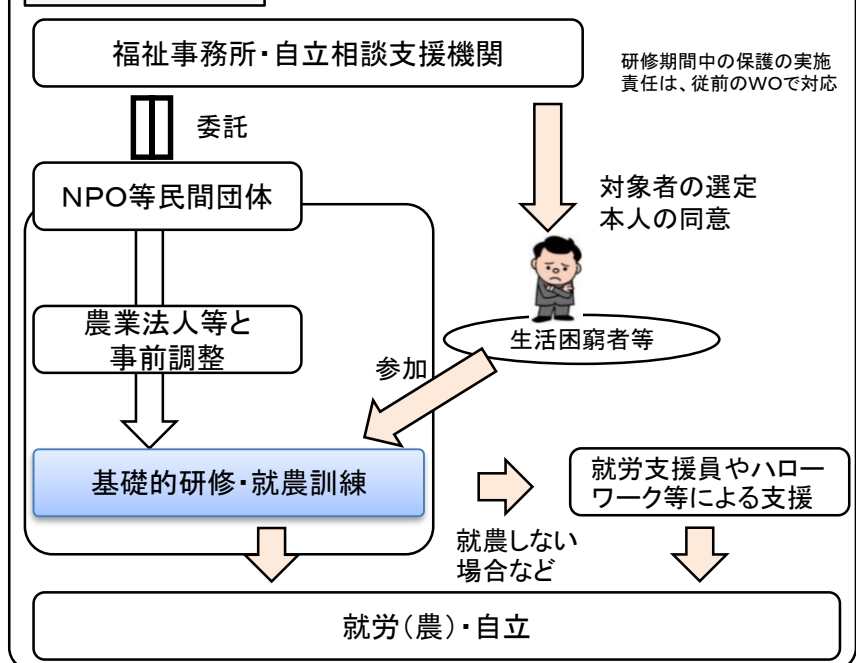
(就農訓練(例: 長期訓練、就農支援))

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



- 3 補助率 2/3

## 事業スキーム



# 生活困窮者等の就労準備支援の充実について（平成29年度新規補助事業）

平成29年度予算額: 5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまで被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援（準備含む）では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ（就労支援事業等）へ移行させることを目的とする。

## 【実施のイメージ】

### 自治体直営で実施

### 委託による実施(※)

#### 【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

#### 【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

### 【従来の支援】

## 新 【特性に応じた支援の実施】

### 障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援  
(就労準備支援担当者)



**チーム支援**  
(連携体制の構築)

福祉専門職による支援  
(就労支援のノウハウ)



#### 【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

#### 【主な業務の例】

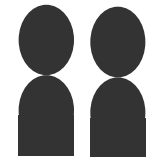
- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

## 就労準備支援

### 特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者があり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

## 対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

# 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業（平成30年度新規事業）

平成30年度予算額： **5.8億円（うち困窮分3.3億円）**

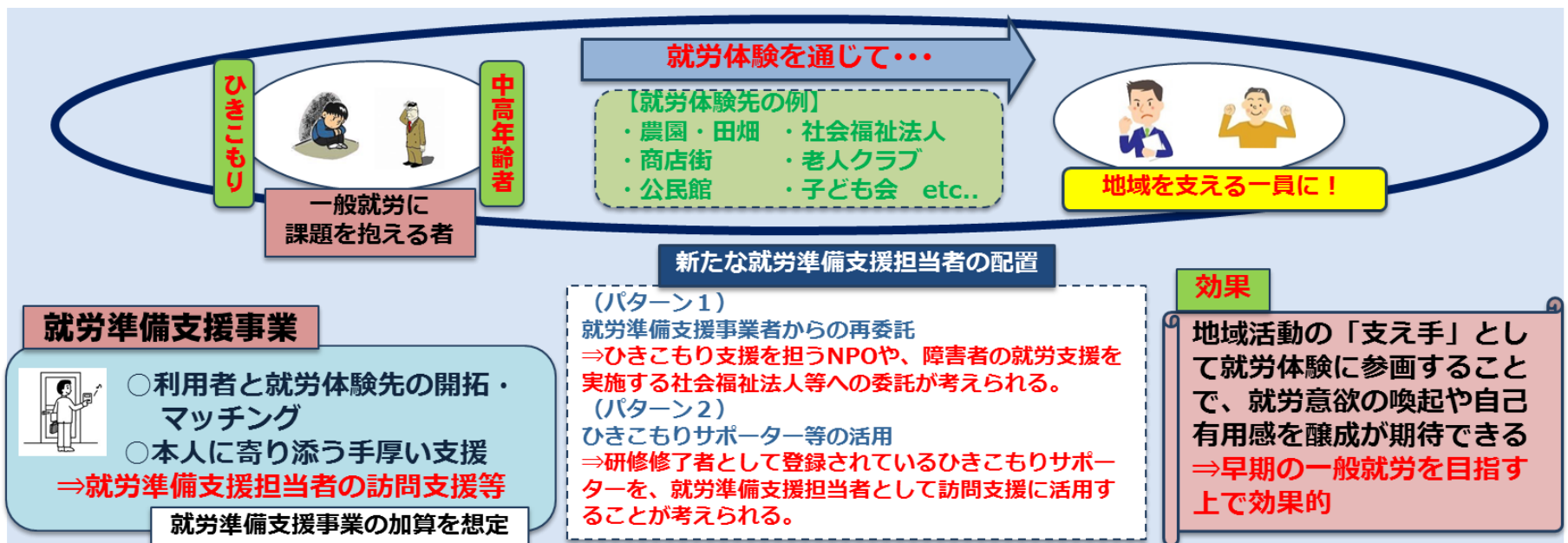
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



# 認定就労訓練事業

【30年3月末時点実績】

- ・認定件数: 1,409件
- ・利用定員: 3,561人

## 認定の仕組み

### 認定主体

(都道府県、政令市、中核市)



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

### 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保)
- 等

## 支援の内容

### 就労訓練事業

非雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

### 一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ②対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

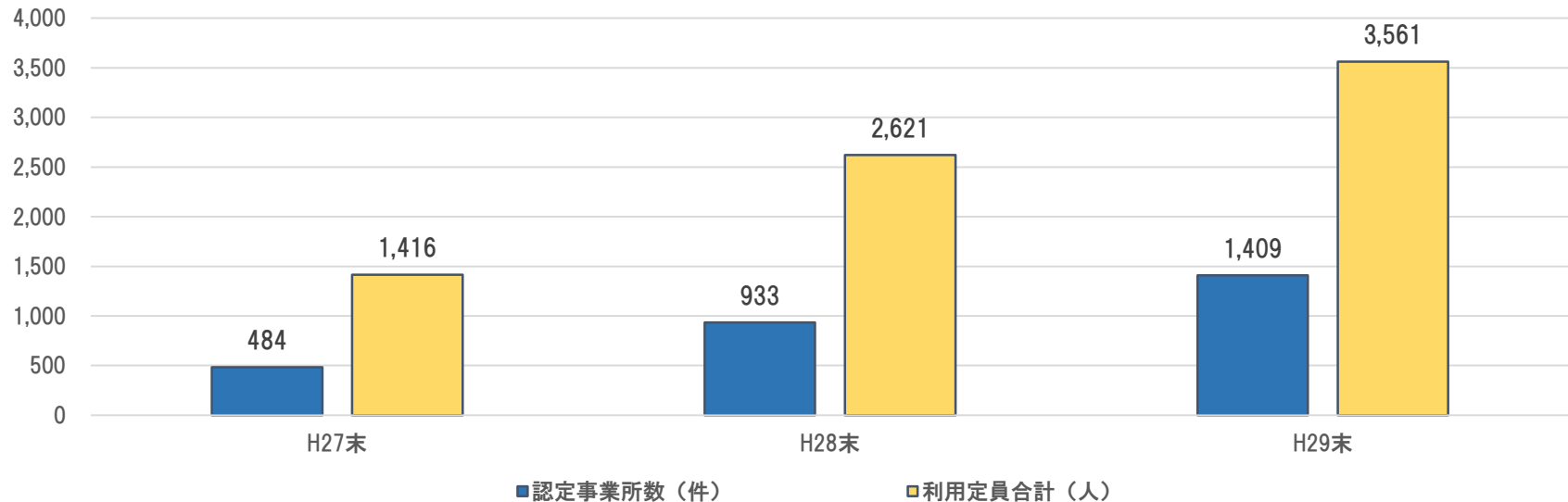
## 効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

# 認定就労訓練事業の実施状況(平成29年度の実績)

- 認定訓練事業所数・利用定員は、年々増加している。
- 訓練内容ごとの利用状況は、清掃・警備、福祉サービスの補助作業の利用が多くなっている。

## 認定訓練事業所数・利用定員の推移



## 訓練内容ごとの利用者数(平成29年度の実績)

(単位:人)

訓練内容	利用者数	訓練内容	利用者数
食品製造・加工	17	福祉サービスの補助作業	75
その他製造	5	事務・情報処理	16
クリーニング・リネンサプライ	15	清掃・警備	93
農林漁業関連(加工含む)	21	建設作業	0
印刷関係作業	4	その他	70

○都道府県別の認定状況  
(平成30年3月31日時点)

北海道	37	滋賀県	11
青森県	17	京都府	4
岩手県	2	大阪府	189
宮城県	14	兵庫県	13
秋田県	18	奈良県	28
山形県	1	和歌山県	24
福島県	7	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	14	岡山県	61
群馬県	2	広島県	37
埼玉県	63	山口県	12
千葉県	55	徳島県	7
東京都	81	香川県	10
神奈川県	91	愛媛県	2
新潟県	2	高知県	7
富山県	3	福岡県	75
石川県	3	佐賀県	17
福井県	28	長崎県	4
山梨県	1	熊本県	0
長野県	44	大分県	7
岐阜県	1	宮崎県	29
静岡県	28	鹿児島県	13
愛知県	256	沖縄県	37
三重県	22	合計	1,409

※認定主体(115自治体)別の状況  
(都道府県)

北海道	7	滋賀県	10
青森県	16	京都府	1
岩手県	1	大阪府	82
宮城県	6	兵庫県	6
秋田県	12	奈良県	23
山形県	1	和歌山県	22
福島県	5	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	12	岡山県	19
群馬県	1	広島県	10
埼玉県	50	山口県	12
千葉県	32	徳島県	7
東京都	76	香川県	2
神奈川県	8	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	4
富山県	3	福岡県	50
石川県	3	佐賀県	17
福井県	28	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	0
長野県	37	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	1
静岡県	5	鹿児島県	11
愛知県	27	沖縄県	28
三重県	22	47都道府県計	696

(政令指定都市)

札幌市	26
仙台市	8
さいたま市	7
千葉市	13
横浜市	61
川崎市	3
相模原市	19
新潟市	1
静岡市	2
浜松市	21
名古屋市	225
京都市	3
大阪市	59
堺市	18
神戸市	3
岡山市	11
広島市	12
北九州市	0
福岡市	3
熊本市	0
20指定都市計	495

(中核市)

函館市	1	豊中市	12
旭川市	3	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
八戸市	0	東大阪市	16
盛岡市	1	姫路市	0
秋田市	6	尼崎市	3
郡山市	2	西宮市	1
いわき市	0	奈良市	5
宇都宮市	2	和歌山市	2
前橋市	1	倉敷市	31
高崎市	0	呉市	4
川越市	4	福山市	11
越谷市	2	下関市	0
船橋市	4	高松市	8
柏市	6	松山市	1
八王子市	5	高知市	3
横須賀市	0	久留米市	22
富山市	0	長崎市	3
金沢市	0	佐世保市	1
長野市	7	大分市	4
岐阜市	0	宮崎市	28
豊橋市	0	鹿児島市	2
岡崎市	2	那覇市	9
豊田市	2	48中核市計	218
大津市	1		



# 認定就労訓練事業の実施状況

- 利用形態としては、「**非雇用型のみ**」が多くなっている。
- 訓練内容ごとの利用状況は、清掃・警備、福祉サービスの補助作業の利用が多くなっている。
- 雇用型の賃金水準は、**最低賃金水準の者が最も多いと答えた自治体が全体の約8割**である。
- 非雇用型の手当の支給状況は、**手当ありの者が最も多いと答えた自治体が全体の約6割**である。

## (1) 訓練内容ごとの利用者数(人)

訓練内容	利用者数	訓練内容	利用者数
食品製造・加工	17	福祉サービスの補助作業	75
その他製造	5	事務・情報処理	16
クリーニング・リネンサプライ	15	清掃・警備	93
農林漁業関連(加工含む)	21	建設作業	0
印刷関係作業	4	その他	70

## (2) 利用形態ごとの利用者数

事業名	件数
非雇用型のみ	224
非雇用型から雇用型へ移行	22
雇用型のみ	49

## (3) 就労訓練事業所の開拓の取組状況

取り組み状況	回答数	(n=376) (有効回答数)
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	
4 認定権限を有していないため、認定制度の啓発や個別の認定取得の促し等はしていない	234	
5 認定権限を有していないが、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	32	
6 認定権限を有していないが、上記5に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	20	

## (4) 雇用型の賃金水準

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=165))

項目	回答数
最低賃金水準	46
最低賃金水準を上回る(※)	12
雇用型の認定事業所がない	107

(※)交通費が含まれる場合は基本給部分のみ

## (5) 非雇用型の手当の有無等

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=180))

項目	回答数
手当なし	43
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	20
手当あり(交通費の一部に充てるもの+ $\alpha$ として支給)	22
手当あり(使途の想定なし)	27
非雇用型の認定事業所がない	68

## (6) 優先発注の状況

### 基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	17	1.9%
なし	825	91.5%
作成中	1	0.1%
作成予定	11	1.2%
無回答	48	5.3%

### 調達実績の有無

区分	自治体数	割合
あり	6	0.7%
なし	848	94.0%
無回答	48	5.3%

# 認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

## 【支援イメージ】

利用中のステップアップを意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

## 【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の  
就労支援等への  
ステップアップ

認定就労訓練事業所  
での一般就労

柔軟な働き方を継続  
する中での  
ステップアップ

(例) 対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきている。

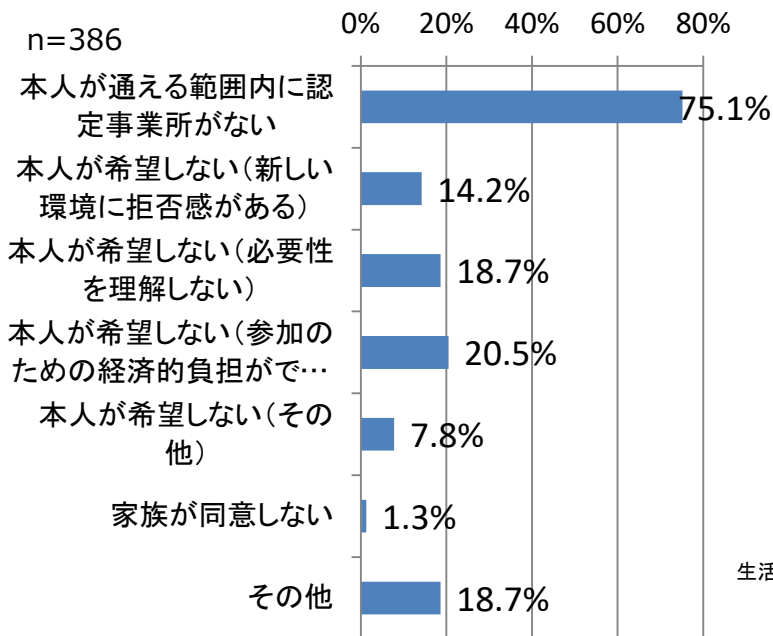
## 【地域づくりとのタイアップ】

- **東日本大震災で被災したカキ養殖の復興**のため、殻付きカキの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)
- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、**農作業をメイン**にした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)
- 企業説明会を開催することで、**地域の企業のニーズの掘り起こし**を行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

# 認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由としては、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割であり、最も多い。
- 認定権を有する自治体では、約7割の自治体が周知啓発や個別の促し等に取り組んでいる。
- 認定取得を断られた理由としては、「就労支援担当者を置く余裕がない」「助成金等のメリットがない」「申請の手続面が面倒」などが多く挙がる。

## 1. 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由



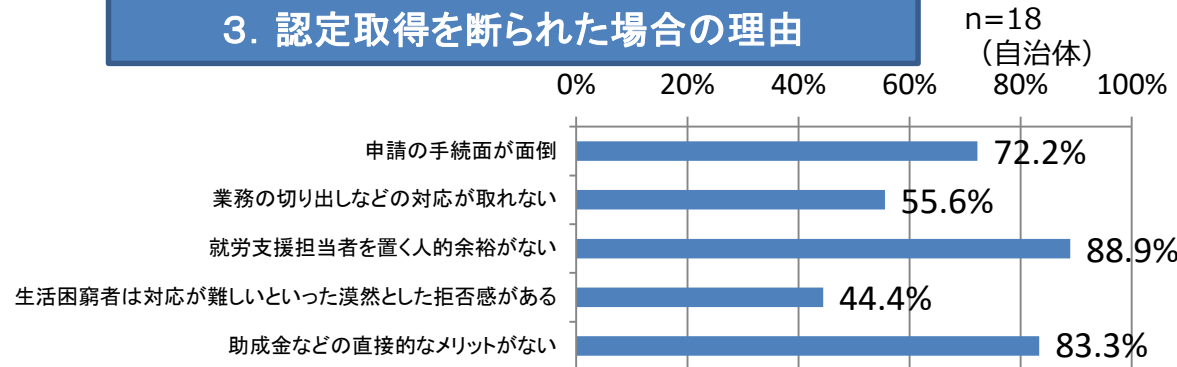
## 2. 認定に向けた事業所開拓の取組状況

n=90

取組み状況	回答数	割合
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	37.8%
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	32.2%
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	30.0%

(出典)H29年度自立相談支援事業等実績調査

## 3. 認定取得を断られた場合の理由



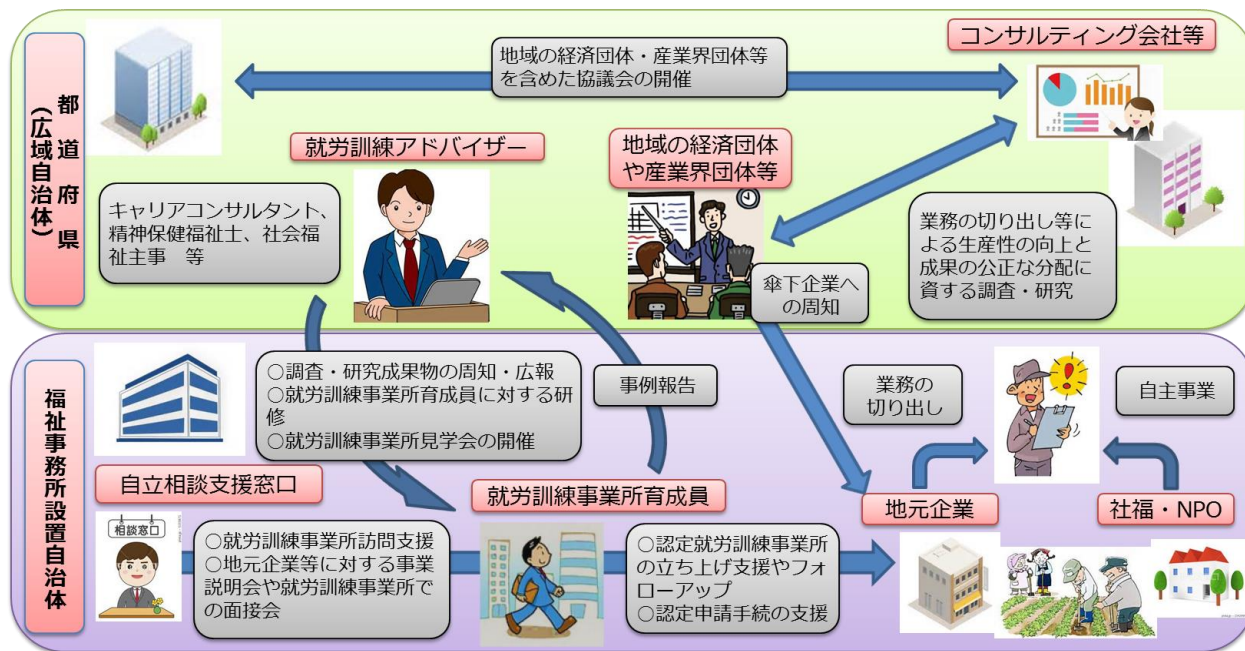
(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。1は、認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。3は認定主体である自治体(平成28年度においては115自治体)のうち回答のあった自治体について集計。3は「民間事業所に対して個別に認定取得を促した際、断られたことがある」と回答した18自治体について断られた理由を回答(複数回答可)。

# 就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー等)の実施状況

- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
  - ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
  - ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体 (H29年度)
就労訓練アドバイザー	奈良県、鳥取県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県

## 事業スキーム



## 支援内容の例

- **就労訓練アドバイザー**
  - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
  - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
  - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- **就労訓練事業所育成員**
  - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
  - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
  - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

# V 生活困窮者自立支援制度の見直し

# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

## 1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

## 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

## 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

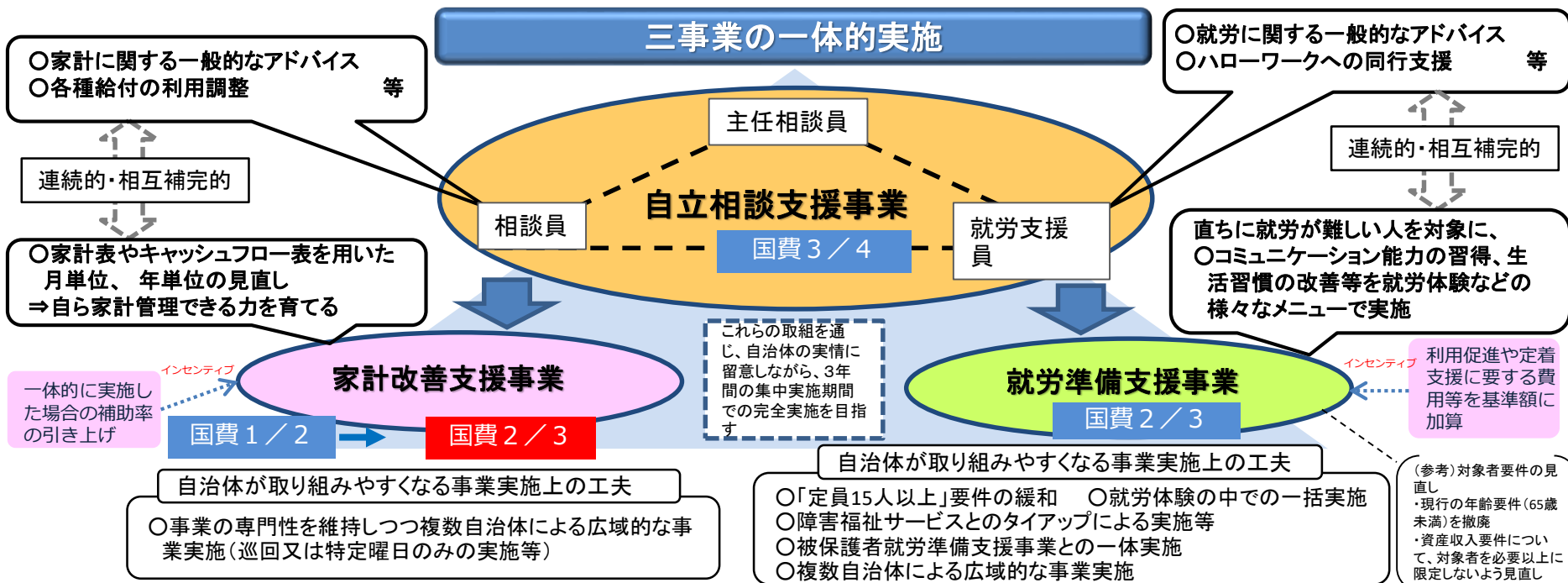
# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

## 4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



## 5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

# 就労準備支援事業の見直しについて(平成30年10月1日より)

## 法律改正等に伴う周知事項

- 就労準備支援事業の更なる推進【(法律事項)就労準備支援事業の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針】事業に取り組みやすくなるよう下記取組の事例について全国的に周知を図る。
  - ・ 就労体験の中での一括実施
  - ・ 障害福祉サービスとのタイアップによる実施
  - ・ 複数自治体による広域的な事業実施
  - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 年齢要件の撤廃【省令事項】 → 65歳以上の方も含めて事業の積極的な活用をお願いしたい！
- 資産収入要件の見直しについて【省令事項】
  - ・ 新たな要件において対象となると考えられる方を積極的に事業へ誘導を！
  - ・ 現行の第四条第二号要件(都道府県等により当該事業による支援が必要とされる場合)の更なる活用を！

## 事業の実施に係る周知事項(運用の見直し等)

- 事業の定員要件(15名)は撤廃する。
- 就労準備担当者は常勤・専従である必要がないことについて通知により明記。
- 責任者については常勤で置く必要があるが専従・常駐である必要がないことについて通知により明記。
- 利用期間(原則1年間)の取り扱いについて
  - ・ 省令上の利用期間(1年間)は現行通り
  - ・ ただし、利用期間については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であるため、通知等によりその旨明記する。
- 交通費の取り扱いについて
  - ・ 利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取り扱いとなるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等(※)の対応は可能  
(※)車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費(運転手代)など
  - ・ 自立相談・家計改善・就労準備の三事業に一体的に取り組む自治体に対しては、就労に向けた外出を支援する費用(車両借り上げによる送迎等)、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行う費用等を基準額に加算。(就労準備支援事業のインセンティブ)



### 就労準備支援事業の実施にあたっての取組方策

事業の対象者はひきこもり状態にある者や長期間就労することができていない者など、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者であり、都道府県等の人口の多少を問わず該当する者は存在する。また、一般就労を希望する生活困窮者の中には複雑かつ複合的な課題を抱え、直ちには一般就労に至らない者も多く存在する。

このような生活困窮者に対しては、就労準備支援事業において就労に向けて生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を実施することが求められる。したがって、就労準備支援事業による自立の支援は全国的に提供されることが望ましい。

① 都道府県等によっては、支援ニーズの多少やマンパワーの不足など、個別に実情が異なるが、それらの実情に応じて柔軟に事業を実施するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

- 就労体験の中で、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた取組を一括して実施すること
- 複数の都道府県等で連携し、広域的な事業の実施体制を整備すること

② 都道府県等によっては、地域資源の偏在や支援手法の蓄積不足など、個別に実情が異なるが、他制度や関係機関等と連携し、既存の地域資源を活用した実施体制を整備するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

- 地域資源である障害福祉サービスと連携した事業の実施など多様な地域資源の活用を行うこと
- 被保護者に対して就労準備支援事業を行う事業と一体的に実施し、切れ目のない支援を行うこと

### 生活困窮者を事業の利用につなげる取組

都道府県等においては、事業の実施体制を整備するとともに、事業の対象者となる潜在的な生活困窮者の支援のニーズを把握し、事業の利用につなげる取組も進める必要があることから、アウトリーチの観点からの取組を促進していくことが求められる。また、各生活困窮者の課題に合わせた支援が実施できるよう、多様な地域資源の開拓とそれら地域資源との連携を進め、支援内容の充実を図っていくことも期待される。

(次ページにつづく)

## 生活困窮者を事業の利用につなげる取組(前頁からの続き)

特に、就労準備支援事業については、65歳未満としていた年齢要件を撤廃したことを踏まえて就労意欲のある高齢者に対して積極的な働きかけを行うことや、資産及び収入要件の明確化を踏まえて生活困窮者個人の状況に一層焦点を当てた支援の要否の判断を行うことが可能となった。これらの取組を進め、支援を必要としている者にそれぞれの状況に合わせたオーダーメイドの支援を確実に届けていくことが重要である。

## 事業を一体的に実施する方策

生活困窮者自立相談支援事業及び両事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)については、これらを都道府県等において一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができる。それぞれの事業間の相互補完的かつ連続的な関係性としては、自立相談支援事業及び就労準備支援事業間では、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を行い、就労に向けた準備が整った段階で自立相談支援事業による公共職業安定所(ハローワーク)への同行支援等を実施するといった事例が考えられる。

## 具体的な運用の方針

### 【3事業が一体的に実施されている自治体について】

#### ①家計改善支援事業の補助率が高くなる場合として政令で規定される予定の「両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合」とは？

(ア) 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること  
(イ) 生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画すること  
などを想定。

(※) 3事業の委託事業者が同一であることは要件としない。

#### ②①の自治体における「就労準備支援事業のインセンティブ」とは？

就労準備支援事業の利用促進に要する費用を対象に補助基準額の加算を実施  
(⇒ すなわち、一般の補助基準額を超える場合でも、一定程度まで基準額に加算できるようにする)  
(ア) 就労に向けた外出を支援する費用(送迎や移動に使う車のリース代)  
(イ) 就労体験先の受け入れ促進に要する費用(就労体験先への謝金(⇒工賃支払いのインセンティブに))  
(ウ) 就職後の定着支援を行うための費用 等

### 【すべての自治体について】

#### ③就労準備支援事業の資産・収入要件の見直し of 具体的な内容とは？

(ア) 世帯全体でみると収入があっても、本人がひきこもり状態であるなど収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすい場合  
(イ) 家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できない場合  
などを明確化

# 就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価の適用

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的・連続的な支援が高まることで、生活困窮者に対するより効果的な支援が可能になるほか、両事業を一体的に実施した場合には業務の効率化が図られることも想定されること等から、**両事業の基本基準額の合計額から▲10%の効率化効果を見込んだ『合算単価』を適用し、両事業間で弾力的な執行を認める**こととする。
- これに併せて、現行の「支援実績加算」の適用乗率についても、合算単価に対応した乗率・算定要件を新設する。

## 就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価

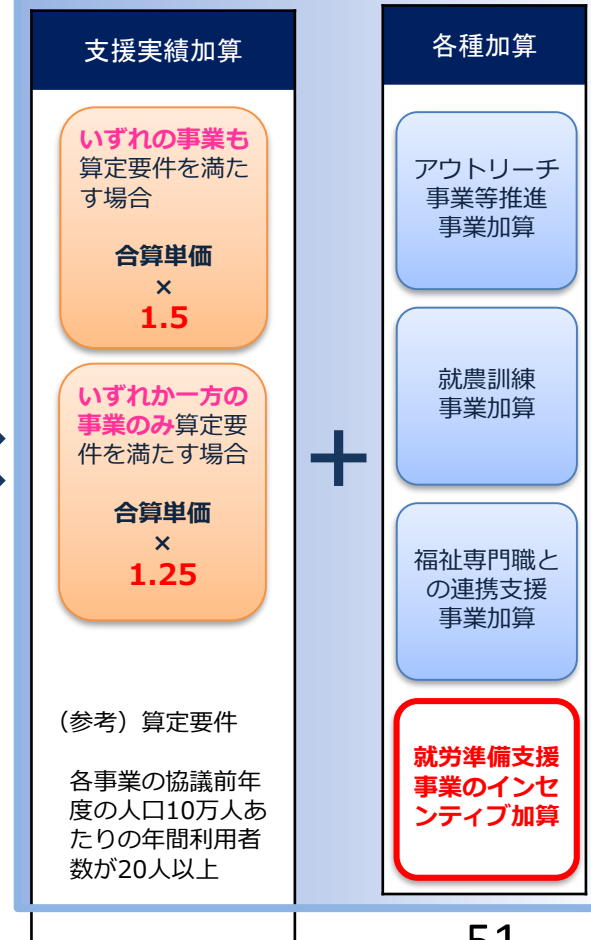
人口区分	現行		
	就労準備 a	家計改善 b	合計 c(a+b)
2万人未満	5,000	3,000	8,000
2万人以上～3万人未満	6,000	4,000	10,000
3万人以上～4万人未満	7,000	5,000	12,000
4万人以上～5.5万人未満	8,000	7,000	15,000
5.5万人以上～7万人未満	9,000	8,000	17,000
7万人以上～10万人未満	11,000	10,000	21,000
10万人以上～15万人未満	14,000	12,000	26,000
15万人以上～20万人未満	17,000	15,000	32,000
20万人以上～30万人未満	20,000	18,000	38,000
30万人以上～40万人未満	25,000	20,000	45,000
40万人以上～50万人未満	30,000	23,000	53,000
50万人以上～60万人未満	32,000	25,000	57,000
60万人以上～70万人未満	34,000	27,000	61,000
70万人以上～80万人未満	36,000	28,000	64,000
80万人以上～90万人未満	38,000	29,000	67,000
90万人以上～100万人未満	40,000	30,000	70,000
100万人以上～110万人未満	50,000	40,000	90,000
110万人以上～120万人未満	51,000	41,000	92,000
⋮	⋮	⋮	⋮
250万人以上～260万人未満	65,000	55,000	120,000
260万人以上～270万人未満	66,000	56,000	122,000
270万人以上～280万人未満	67,000	57,000	124,000
280万人以上～290万人未満	68,000	58,000	126,000
290万人以上～300万人未満	69,000	59,000	128,000
300万人以上	70,000	60,000	130,000

## 基本基準額

合算単価
$c * 0.9$
7,000
9,000
11,000
14,000
15,000
19,000
23,000
29,000
34,000
41,000
48,000
51,000
55,000
58,000
60,000
63,000
81,000
83,000
⋮
108,000
110,000
112,000
113,000
115,000
117,000

×

## 加算



# 資産収入要件の見直しについて

## 見直しの背景

現行の就労準備支援事業においては利用に当たって資産収入要件が設けられているが、実態は以下のように、支援の必要性は認められるものの、①世帯全体として資産収入要件を満たさないケース、②世帯全体の資産収入要件を把握すること自体が困難なケース、が存在していた。

## 想定されるケース(例)

【① 資産収入要件を上回る収入があるものの何かのきっかけで困窮に陥るケース】

例) 70代の両親、40代長男(利用対象者)の3人世帯

- 長男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 現在は蓄えがあるものの、両親が医療にかかって支出が増えると、経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

本人は現在は困窮状態にはないものの、就労準備支援事業を利用して就労自立するための能力を身につけないと、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態となる。

【② 家族の収入額等が確認できないことにより、世帯全体の資産収入要件を把握できないケース】

例) 60代の父母、20代長男(正職員)、20代長女(アルバイト)、20代次男(利用対象者)の5人世帯

- 次男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 長男は、現在は同居しており生計を一にしているが、貯金が出来てきたこともあり、近く家を出て自活する予定。
- 長女は次男と年齢が近く、幼いときから仲が悪く、ひきこもり状態が続く次男に対しては非協力的である。
- 両親が亡くなると収入が途絶えることになり、兄弟からの援助も期待できないため、次男は経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

就労準備支援事業を利用するためには、世帯全体の資産収入の把握が必要だが、長男と長女は自らの収入額を開示することを拒否。そのために次男が事業利用できなくなると、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態になる。

# 認定就労訓練事業にかかる見直し(平成30年10月1日より)

## 法律改正等に伴う周知事項

### 【法律改正事項】

- 今回の改正法において、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設。→ 各自治体において優先発注の規定の整備を！

### 【運用見直し(省令・通達等による見直し)】

- 認定に関する手続きの簡素化
  - ・ 市等を経由して認定申請を行うことを可能とする。(省令)
  - ・ 同一法人が複数の事業所を有する場合に、法人単位で複数の事業所をまとめて申請することを可能とする。(従来は事業所単位での申請のみ)(通達)
  - ・ 申請書に添付する書類の簡略化を実施(下記参照)。(通達)

『全ての法人』→ 下記①②の書類の添付は要さないこととする。

- ① 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
  - ※ 誓約書において、情報の公開について必要な措置を講じる旨記載(従来と同様の扱い)
- ② 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
  - ※ 誓約書において、利用に係る災害が発生した場合の補償のために必要な措置を講ずる旨記載(従来と同様の扱い)

『社会福祉法人・消費生活協同組合など』→ 上記①②に加えて下記書類の添付は要さないこととする・

- ③ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ④ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ⑤ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

## その他認定訓練事業の推進に周知事項

- 認定訓練事業を推進するため、アドバイザー・育成員の更なる活用を！
- 対象者を受け入れている認定訓練事業所に対して、定着支援等も含めて定期的にヒアリングや情報交換等実施し、ガイドラインに沿った事業実施がされているか確認すること。

# VI - 1 無料職業紹介について

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。

※ 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。



# 無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況②

## ～ 職業安定法の改正 ～

### 1. 廃止される届出等

地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際に課されていた各種規制等を廃止。

○事業開始時の届出義務の廃止

(※通知のみで可能となる)

○その他各種規制・国の監督の廃止

①国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査

②国による事業停止命令

③国による改善命令

④職業紹介責任者の選任(※職業紹介責任者講習会の受講の必要はなくなるが、積極的に活用を検討して頂きたい)

⑤帳簿の備え付け

⑥事業報告書の提出

※ 名義貸しの禁止、労働条件等の明示、性別等による差別的取扱の禁止等の規制は引き続き課される。

### 2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

① 就労体験からのスムーズな一般就労移行  
→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。

② 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん

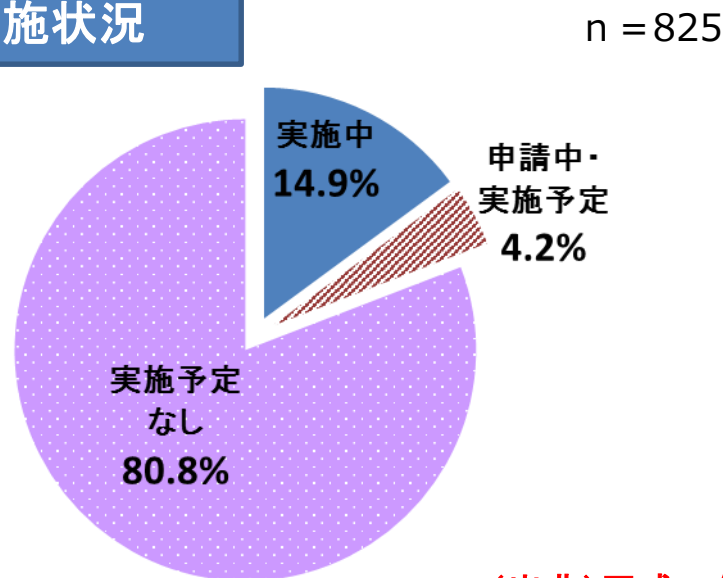
③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。

## 自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業(雇用型)の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
  - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
  - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、**自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「実施予定なし」の自治体が80.8%である。**

### 無料職業紹介事業の実施状況



## VI-2 ハローワークとの連携について

ハローワークは、厚生労働省が運営する職業紹介所で、全国に544カ所設置されています。ハローワークでは、お仕事を探されている方に就職についてのさまざまなご相談におこたえしたり、個々の希望と能力にあったお仕事を紹介し支援するほか、雇用保険制度や雇用に関する事業主支援などを行っています。

### お仕事を探されている方への支援

- ① 就職の相談・就職先の紹介
- ② 人材を募集している会社の「求人票」を公開  
(H29新規求人数約1,000万人)
- ③ 職業についての情報提供
- ④ 公的職業訓練の斡旋 など

一般的な職業相談・職業紹介や労働者募集情報の提供に加え、特に配慮が必要な相談者の状況等に応じた専門的な支援を行っています。

### 雇用保険制度 求職者支援制度

- 雇用保険制度とは  
労働者が失業した場合に、生活の安定と早期再就職の促進のため、給付を行います。育児や介護など雇用の継続が困難な場合や教育訓練を受けた場合の給付も行っています。いずれもハローワークで加入や支給の手続きを行っています。
- 求職者支援制度とは  
雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。ハローワークでは、訓練への斡旋、一定の要件を満たした場合には、職業訓練受講給付金（月10万円+通所手当+寄宿手当）の給付を行います。

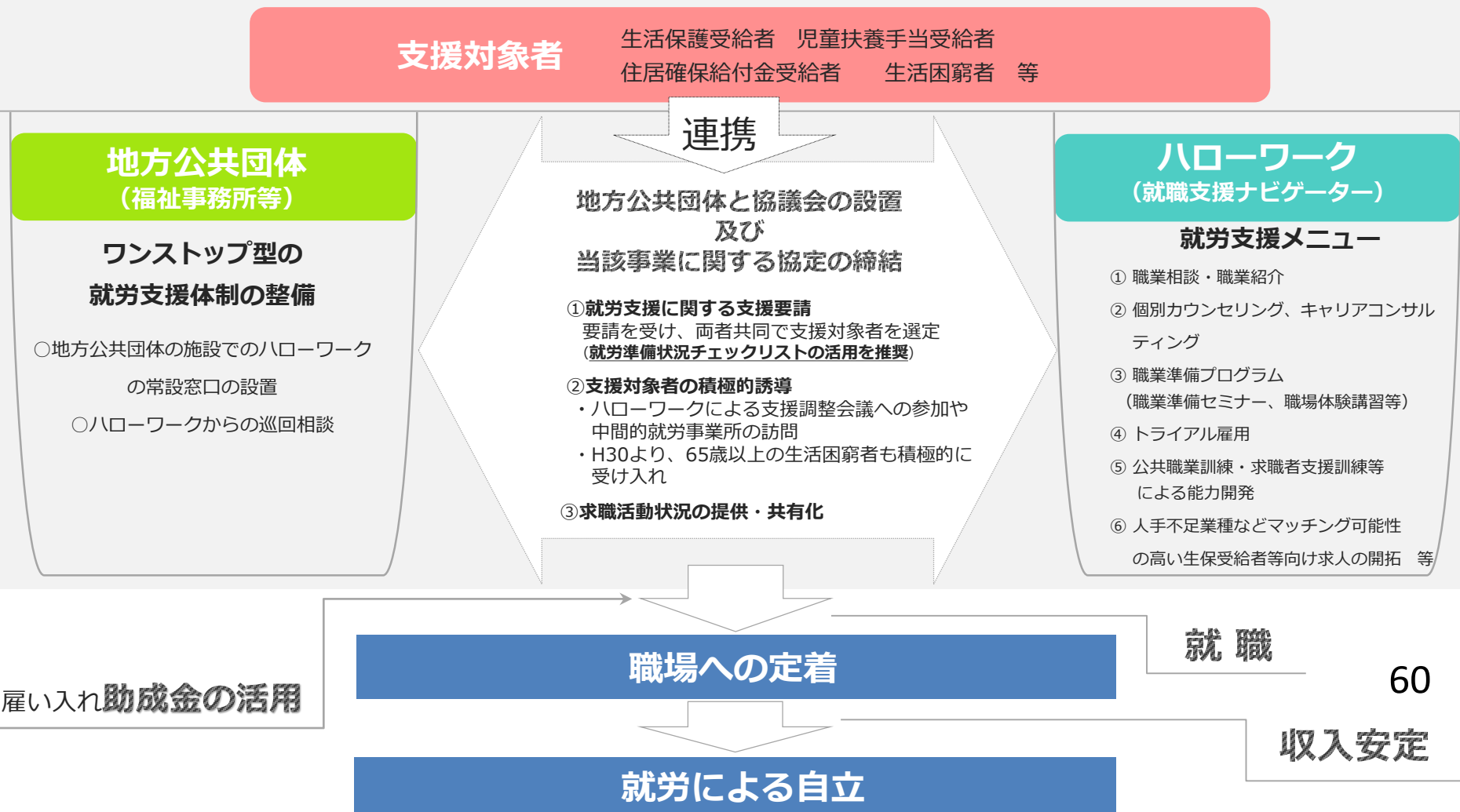
### 事業主への支援

- ① 労働者募集の相談・お仕事を探されている方を紹介
- ② 事業主に対する雇用関係の助成金による支援について、一部助成金の申請書受理などの窓口業務
- ③ 人材確保のための充足計画の策定や雇用関係のルールを周知徹底する雇用管理指導援助業務 など

# 生活保護受給者等就労自立促進事業

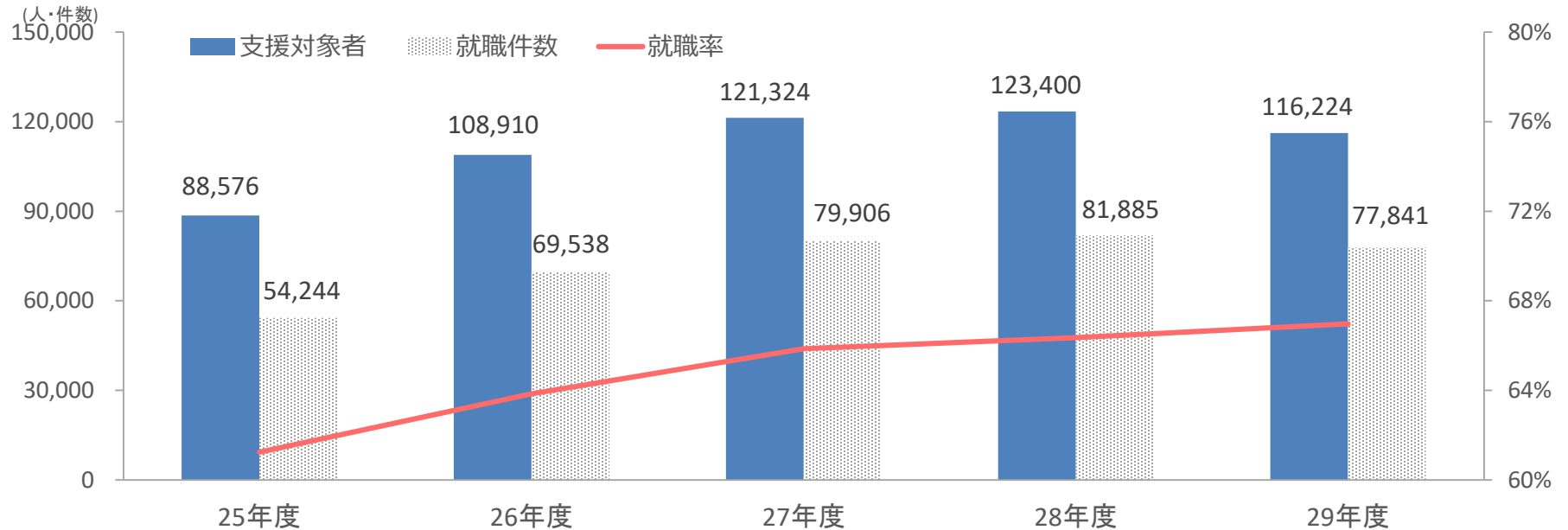
労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立促進に取り組む。



## 生活保護受給者等就労自立促進事業の実績の推移

ハローワークと自治体のチーム支援による当事業は、両者の協定に基づく連携を基盤に平成23年度から実施。平成28年度の実績は、支援対象者・就職件数共に過去最高となり、就職率も6割を超えている。平成29年度には、就職率が過去最高となった。



【生活保護受給者等就労自立促進事業（25年度～）】

・自治体にハローワークの常設窓口を設置する等により就労支援を更に強化

※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者が含まれている。



# 厚生労働省職業安定局からのお願い

- ❏ 生活保護受給者等就労自立促進事業では、**4つの条件** を満たせば対象者になります。4つの条件のみで、ハローワークへの支援要請をご検討ください。
- ❏ 条件を満たしているかどうかの判断にあっては、事前にハローワークと判断 基準の調整をお願いします。また、**チェックシート活用を推奨**します。チェックシートの作成に、一手間要りますが、支援対象者の自立のため、ご協力をお願いします。チェックシートを初めて活用される際には、支援要請基準等について、ハローワークとご調整をお願いします。
- ❏ **定着支援は、ハローワークでも実施**します。支援対象者の負担にならないよう、役割分担等調整をお願いします。

# 就労準備判断の必要性

## ナビ事業の支援対象者の範囲

### 『就労に向けた準備が一定程度整った者』

⇒ 支援対象者の就労意欲や就労の阻害要因を、自立相談支援機関の就労支援員等やハローワークの就職支援ナビゲーター等が的確に把握し、二人ひとりの就労の準備状況に応じた適切な支援を実施することが必要。

### 『一定程度整った者とは、どの程度を指すのか・・・』

## 一定の「判断基準」を設定

⇒ 「一定程度」の捉え方は支援者により様々であるため、必ずしも「一定程度の準備が整っているとはいえない者」が誘導されているという問題点が挙がる。

そのため、就労に向けた準備が「一定程度」整った状態について支援者が多面的に捉えられるようにし、**支援者同士が共通の認識を持ちやすくすること**で、自立相談支援機関からハローワークへの円滑な誘導を促進。

**チェックリストを作成**



# チェックリストの項目

分類項目	設問No.	質問項目
就労準備の基礎	1	支援者と約束した面談の日時を守ることができる
	2	支援者と約束した面談に遅刻したり、欠席する場合、事前に連絡できる
	3	これまでに、どのような仕事をしてきたのか、説明できる
	4	携帯電話を持つなど、求人事業所から連絡を受けるための準備ができる
就労支援を受ける際の姿勢	5	ハローワークのナビゲーターによる個別支援を受ける必要性を理解できる
	6	支援者との面談で、適切な言葉づかいができる
	7	支援者の助言に、素直に耳を傾けることができる
	8	支援者から紹介された求人を、前向きに検討できる
自分自身の理解と今後の展望	9	退職や失業の経緯をふり返り、その原因について考えてみることができる
	10	求人の情報から、その求人事業所がどのような職場(仕事内容や職場環境)なのか、想像できる
	11	仕事をすると、どのようなよいこと(健康、経済的自立、社会貢献、生きがい等)があるのか、想像できる
	12	経験や仕事の実績と関連づけて、希望する求人を選択した理由が説明できる
自分に合った働き方の理解	13	これから、どのような労働条件(賃金、労働時間、勤務地等)で働きたいのか、説明できる
	14	自分の生活環境(介護、育児、通院等)に合った働き方を説明できる
	15	支援者に、働く上で配慮が必要な事項を相談できる
	16	自分の体調や生活のリズムに合わせて、無理なく通える地域で、求人を探ることができる
就労への積極的な姿勢や柔軟性	17	思い通りにならないことがあっても、前向きに考えることができる
	18	新聞や雑誌の求人広告など、身の回りにある求人情報に注意を向けることができる
	19	目的意識を持って、仕事探しができる
	20	これまでの仕事の経験をふり返り、何ができて何ができないのか、検討できる

# チェックリストの見方

## チェックリストの点数

- ⇒ 総計の点数はその**支援対象者の就労に向けた準備の指標**を示す
- ⇒ 試行調査の結果では、ほとんどが50点以上(100点満点中)
- ⇒ 全体で見ると60点以下の就職率が低くなっている

**概ね55点以上が送り出し、受け入れの『客観的指標』**

全国一律の基準という訳ではなく、地域の実情に応じて客観的指標に満たない支援対象者であっても必要性が認められた場合はハローワークで受け入れることもあり得るなど、臨機応変な対応が求められ、**機械的な取り扱いにならないよう十分な注意が必要**

## チェックリストの効果

- ⇒ 支援対象者の「**強み・弱み**」を発見(分野別の評価)
- ⇒ 支援対象者にフィードバックすることで**意欲の向上**を図る

# VII その他(情報提供)

# 生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置 (特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給)

平成30年度予算額 736,487(1,433,778)千円

## 1 趣旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

## 2 内容

### (1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)<sup>※1</sup> × 2<sup>※2</sup>

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

# トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

## ■ 概要

職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

対象労働者	支給額
就労経験のない職業に就くことを希望する者	月額4万円
就労支援にあたり、特別の配慮を有する者 (生活保護受給者、日雇い労働者、ホームレス等)	
母子家庭の母等(父子家庭の父含む) 若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額5万円

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

## ■ 予算及び実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	118.9億円	89.6億円	40.7億円	37.8億円	23.6億円
実績	36.7億円	32.3億円	28.3億円	22.5億円	—

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
    - ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
    - ・雇用保険の適用がなかった者
    - ・学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

## 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。